

第 6 8 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 28 年 6 月 3 日 開 会

平成 28 年 6 月 8 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 6 8 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6月3日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	9

第 2 号（6月6日）

○議事日程	1 1
○本日の会議に付した事件	1 1
○出席議員	1 1
○欠席議員	1 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 2
○開議の宣告	1 3
○一般質問	1 3
工 藤 幸 子 君	1 3
中 舘 文 雄 君	1 6

坂 本 典 男 君	2 1
○散会の宣告	2 5

第 3 号（6月7日）

○議事日程	2 7
○本日の会議に付した事件	2 7
○出席議員	2 7
○欠席議員	2 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 8
○職務のため出席した者の職氏名	2 8
○開議の宣告	2 9
○一般質問	2 9
夏 堀 嘉一郎 君	2 9
松 本 啓 吾 君	3 7
川守田 稔 君	4 2
○散会の宣告	4 8

第 4 号（6月8日）

○議事日程	5 1
○本日の会議に付した事件	5 2
○出席議員	5 2
○欠席議員	5 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 2
○職務のため出席した者の職氏名	5 3
○開議の宣告	5 4
○報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6

○報告第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○報告第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○報告第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○報告第 8 号の上程、説明、質疑	7 1
○報告第 9 号の上程、説明、質疑	7 3
○報告第 1 0 号の上程、説明、質疑	7 5
○報告第 1 1 号の上程、説明、質疑	7 6
○報告第 1 2 号の上程、説明、質疑	7 7
○議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○議案第 5 3 号から議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
○常任委員会報告	9 7
○委員会の閉会中の継続調査及び審査の件	9 7
○議員派遣の件	9 7
○閉会の宣告	9 8
○署名議員	1 0 1

平成 2 8 年 6 月 3 日（金曜日）

第 6 8 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第68回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年6月3日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10 番	工 藤 正 孝 君
11 番	夏 堀 文 孝 君	12 番	沼 畑 俊 一 君
13 番	根 市 勲 君	14 番	工 藤 幸 子 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君

商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	極 檀 藤 男 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	佐々木 大 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第68回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長 根市 勲君。

（議会運営委員会委員長 根市 勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

去る、5月27日議会運営委員会を開催し、第68回定例会の運営について、協議をしましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告11件、議案は平成28年度一般会計補正予算1件、条例の制定など5件であります。

そのほかの案件として、常任委員会報告などがあります。

一般質問は6名から通告があり一般質問通告一覧表のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、6月3日から8日までの6日間としました。

なお、会期中4日、5日は休日のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番山田賢司君、8番八木田憲司君を指名します。

.....

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日6月3日から6月8日までにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月8日までの6日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました6日間の会期中、6月4日と5日は休日のため、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの2日間は休会とすることに決定しました。

.....

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりです。朗読は省略します。

今期定例会の上程は町長提出の案件が報告11件、議案6件。ほかに、常任委員会報告などがあります。日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第４、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第68回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まず、現在の水稲の状況であります。去年は水不足のため、山間部の水田で、6月末まで田植えが出来なかった場所もありましたが、今年は水の心配は無く、ほぼ例年どおりの時期に田植え作業が始まり5月末時点での進捗率は9割近くとなっています。

サクランボにつきましては、一昨日6月1日実施しました作柄調査では、主力品種の「佐藤錦」「紅秀峰」など、全体に平年より10日ほど早いペースで生育が進み、着果数も十分のようですから、6月20日からの「さくらんぼ狩り」では、多くの来場者に喜ばれるものと期待しているところであります。

りんごにつきましても、好天に恵まれていることにより、生育は順調で、サクランボ同様に平年より10日ほど早いペースで進んでいる模様です。

平成27年産りんごの4月の1キロあたりの平均価格は、輸出が好調なことなどを要因として、過去10年で2番目に高かったと報道されておりました。まことに喜ばしいことであり、りんごだけではなく、その他の農産物も、そうであって欲しいと願うものであります。

毎年恒例の「南部町春まつり」や「ぼたんまつり」は、今年も多くの来場者で賑わいを見せておりました。修学旅行の受け入れも始まり、農業観光も本格化していくなど、これから夏、秋にかけてイベントは目白押しでございます。

受け入れる関係者の準備も万全でありまして、観光農園経営者が3年前から接客マナーの向上に取り組んだことにより、苦情が激減し、来園者も増加傾向であると伺っております。

南部町が一つになって、農産物や観光資源など町の良さをPRしていくことで、町外から人を呼び、町が賑わい、町民の皆様の誇りや自慢の源となるとともに、町民の所得向上に繋がることを目指して、今後も取り組んで参りたいと考えているところであります。

今年の春の叙勲では、当町から、佐々木由治氏、高橋勝敏氏、浅坂賢一氏の3名の方々が受章の栄に浴されました。各分野における長年にわたるご尽力の賜であり、心よりお祝いを申し上げます。

また、福地土地改良区が、全国土地改良事業団体連合会功労者表彰におきまして「金章」を受賞し、南部町さくらの会は、日本さくらの会「さくら功労者」に選ばれました。

さらには、剣吉商店街が、経済産業省の「はばたく商店街30選」に選ばれるなど、多くの方々が様々な分野で活動していることが認められたものであり、重ねてお祝いを申し上げますとともに、今後の益々のご活躍をお祈りいたします。

なお、南部町初の名誉町民に決まりました、川守田三次郎氏への伝達式を、今議会最終日終了後、議員の皆様立ち会いの下、この議場で執り行いますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、今年4月に発生した熊本地震は、日本のどこでも地震が起こり得るということを改めて知らしめたわけではありますが、被害に遭われた方々、そして今なお避難所生活を余儀なくされている方々の心情を察するに、本当に辛く、町政を預かるものとして、もし当町で同様の地震が発生したらどうするべきか、平時においてどうやって備えるべきか、考えずにはられません。

名川中学校では、毎年、十勝沖地震の慰霊祭を行い、地震の教訓を伝え続けています。このような継続的な取り組みは、災害が発生した時の被害を少なくするうえで、大きな意味を持つものだと思います。

町においても、毎年開催する防災訓練や地域の自主防災組織での避難訓練などの活動支援、広報紙での注意喚起などを通じ、災害の備えを忘れないようにして参りたいと考えているところであります。

テレビや新聞、その他のメディアで取り上げられておりますが、今年の職員採用試験の募集枠に特別枠を設けました。行政事務は年々高度化、複雑化し、まったなしの人口減少社会にも立ち向かわなければなりません。

そのような中、町職員に対して町民が寄せる期待は、非常に大きいものがあると思っております。

職員採用にあたっては、これまでも全県による統一試験を一次試験として課し、難関を突破した者の中から採用して参りましたが、今年は、これまでの試験枠に加え、芸術・文化・スポーツにおいて顕著な成績を収めた者を対象とした特別枠を設けることで、より幅広く、多様性に富んだ優秀な人材を集めようとするものであります。

さて、これまでの議会において、今後の庁舎のあり方について質問等をいただいておりますが、今月、庁舎のあり方について、町民アンケートを行うこととしております。合併から10年が過ぎ、将来を見据えた検討は必要と考えたものであり、その結果を参考にして、今後の庁舎のあり方について検討して参りたいと考えているところであります。

あくまでも検討する上での調査であり、現段階では、白紙の状態での調査であります。

人口減少社会の中、公共施設の長期的な維持管理の課題、防災、除雪と言った町民の生活に直接関わることに加え、聖寿寺館跡や法光寺などの文化財や歴史に関連する事業など、全てが重要な施策であり、密接に繋がり町民の生活に結びついているものであります。

子どもたちや孫の世代に、何を残し、何を託していくのか。

そのために、限られた予算や人材を、どう活用していくのか、それを考え、方針を示していくことが、私に与えられた大きな責務であり、議会と一緒に取り組んでいかなければならない命題であると考えているところでありますので、議員各位におかれましては、さらなる、ご指導、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、順にご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、初めに、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

報告第2号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第5号）についてであります。地方消費税交付金の確定による増額や、特別交付税の確定による増額などにより

歳入歳出それぞれ1億9,437万9,000円を追加し、予算の総額を111億3,019万円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第3号、南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。難病やがん患者等の申し出により、未承認の薬などの使用に関して「患者申出療養」が創設されたことに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。「南部町固定資産評価審査委員会」に関する規定の基準日を明確にするため、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第5号、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車の燃費基準に応じて課税する「環境性能割」を設けること、及び、総排気量125CC以下の原動機付自転車等の税率が、平成28年度から新税率が適用されることなど、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第6号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。が、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を、最高85万円から89万円に4万円引き上げ、軽減については、被保険者一人当たりの計算の基準額が、5割軽減では5,000円、2割軽減では1万円拡充されたことから、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第7号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。が、企業立地の促進法による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の取得期限の起算日である産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意の日の期限を、平成29年3月31日まで一年延長されることから、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第8号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結（名久井小学校校舎大規模改修工事）であります。が、12月議会において議決いただいた名久井小学校校舎大規模改修工事について、専決処分できる、工事請負金額の5パーセント以内で変更する契約を締結することを専決処分したものであります。

次に、報告第9号、損害賠償の額を定め和解することについてであります。が、去る3月30日、町内で発生した、倉庫電動シャッター用柱への接触事故に関し、相手方と和解を成立させ、損害賠償の額を決定することについて、専決処分したものであり、地方自治法の規定に基づき、これを報告させていただくものであります。

次に、報告第10号、平成27年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び、報告第11号、平成27年度南部町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。が、繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書を調製して報告するものであります。

次に、報告第12号、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてであります。が、平成27年度の経営状況を説明する資料としまして、事業状況及び決算状況に関する書類を、地方自治法の規定により提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第52号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。が、学校教育法等の一部改正に伴い、小中一貫校が創設されたことにより「義務教育学校」の字句を加えるものであります。

次に、議案第53号、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてであります。が、三戸郡福祉事務組合が設置運営する「障害者支援施設明幸園」および「三戸郡地域生活

支援センター」を、平成29年4月1日に民間移譲することに伴い、三戸郡福祉事務組合規約を一部変更するものであります。

次に、議案第54号、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴う障害者支援施設明幸園の財産処分について及び議案第55号、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴う三戸郡地域生活支援センターの財産処分についてであります。三戸郡福祉事務組合が設置運営する「障害者支援施設明幸園」及び「三戸郡地域生活支援センター」の廃止に伴う財産処分について、地方自治法の規定に基づき、組合市町村と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号、定住自立圏形成協定の変更についてであります。八戸市と締結している定住自立圏の形成に関する協定について、総合的な医療・健康対策の充実の追加の他、所要の変更をするため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ935万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ97億1,935万3,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、二つの町内会のコミュニティ助成事業が承認されたため、コミュニティ推進事業費の皆増として330万円を計上したほか、高橋児童館の耐震診断結果を受け、児童館の機能を健康センターゆとりあへ移転するための改修工事費の増として322万2,000円。国登録有形文化財住宅の屋根修理費用の一部を補助する費用として200万円を計上したものであります。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力ありがとうございました。

(午前10時23分)

平成 2 8 年 6 月 6 日（月曜日）

第 6 8 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第68回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成28年6月6日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

14番 工 藤 幸 子

1. 道路の側溝や集水枡などの管理について

9番 中 舘 文 雄

1. 公共施設等総合管理計画について

4番 坂 本 典 男

1. 人口減少・少子化・定住対策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
3番	夏 堀 嘉一郎 君	4番	坂 本 典 男 君
5番	滝 田 勉 君	6番	西 野 耕太郎 君
7番	山 田 賢 司 君	8番	八木田 憲 司 君
9番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 坂 本 勝 二 君

総務課長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税務課長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会計管理者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	極 檀 藤 男 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	佐々木 大 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第68回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告以外の質問とならないようにお願いいたします。質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にお願いいたします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせしますので、ご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

14番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（14番 工藤幸子君 登壇）

○14番（工藤幸子君） 皆様おはようございます。南部町議会第68回定例会において、通告しておりました1件、道路の側溝や集水枡の管理について町長にお伺いいたします。

道路には、雨水等を流すために側溝や集水枡が設置されておりますが、ゴミの堆積などにより、水があふれ、宅地などに浸水している箇所が見られることから次のことを質問いたします。

一つ目、ゴミが詰まった場合など、側溝や集水枡の管理はどのように行っているのか。

二つ目、舗装した道路は、雨水が浸透しないため、雨の強さによっては大きな流れになります。道路の幅や傾斜、宅地より高く雨水が宅地に集まる場所など雨水の流れや側溝の構造を考えて、適正な敷設をしているのか。

三つ目、道路の側溝の雨水が、堤防等によって河川に流れずに、時には二次災害を引き起こす

場合も考えられますが、町はそのような場所も把握しているのか。そのような箇所では、どのような方法で雨水を川に放流するのか。であります。

ここで、町長もご存知のことと思いますが、町民と行政が一体となって成功した実例をお話したいと思います。

大よそ1591年の頃、豊臣秀吉が7年間で短い築城の時、町づくりを成し遂げたのは、住民と一体となった活動の成果であり、滋賀県の長浜の発展は、町民と一緒に、一体となって成し遂げた実績であると言われ、そのおかげで今でも長浜が栄えていると言われております。

そこでまずは、南部町民が安全・安心して楽しく、明るく暮らせるまちづくりのためにどうすれば良いのか。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員にお答えを申し上げます。

まず一点目の側溝や集水枡の管理や監視はどのように行っているかというご質問でございますが。

通常の道路パトロールの際に側溝の詰まりを確認した場合は、直ちに土砂撤去作業を実施しております。

また、雨天時に住民の方から情報提供があった場合には、直ちに現場確認をし、対応してるところでございます。

二点目の雨水の流れや側溝の構造を踏まえて、適正な敷設をしているのかというご質問でございますが。

町道の拡幅改良工事の際には、測量設計業務を業者委託してございます。現況地盤の高さを測量し、雨水の流れや雨量を検討して、側溝の大きさを決定しているところでございます。

三点目の道路側溝の雨水が、堤防などにより河川に流れない箇所を、どのような方法で川に放流するのかについてでございますが。

恐らく、ご質問の箇所は、主に駅前地区・大向地区・門前地区で確認されております。現在、青森県では、「馬淵川広域河川改修事業」に着手してございまして、先ほど述べた駅前地区・大向地区・門前地区に堤防を設置する計画となっておりますので、その事業の際に内水面の処理について県と打ち合わせをし、検討したいと考えてございます。

今、河道掘削の方は28年度で完了する予定になってございまして、すでに、先ほど申し上げました「広域河川整備事業」この第2弾の事業も着手しておりまして、この3地区、順次、堤防のかさ上げをしていくと。ただ、私も県の方に今、要望しているのは、門前地区の場合、特に河川の水位よりも低い所に排水溝があるわけですので、なかなか河川の水が下がらないと内水面的な水が放流できないということで、何とか大向地区の低い所に地下ポンプ、そういうものを設置して、河川の堤防の上から排出するような。ポンプアップするような形をとっていかないと、あそここの地区はまだその問題は解決しないのではないかとということを県の方に伝えておりまして、今回の「広域河川整備事業」の中で現地も確認してもらって、どういう処理の可能性があるのかと。そういう部分も一緒に検討していきたいということになっておりますので、私どもも県管理でございまして、現場から見た、我々町民から見た目で、住んでいる人の見た目で、県の方にも要望してまいりたいこう思っております。

また、特に側溝関係につきましては、各町内会さん等々、春先等々には清掃活動ということで、行っていておりますし、若干、それに対する助成金等々も出しているわけですが、行政だけで行うというのも、当然これは、全て業者委託しなければならない部分もございまして。

そういう部分で、町民の方々からも協力をいただきながら、ただ、側溝の中でかなりもう、蓋を開けれないくらい、固定的になっている所もありますので、そういう部分がある時は、町の方でまた業者さんをお願いをして、蓋をまず開けて。そしてまた住民の方々からもご協力をいただくということで。

工藤幸子議員からも「当時住民と一体となって取り組んだ」そういう歴史的なお話もいただきました。現在においてもやはり、地域の方々からもやっぱり協力もいただいて、取り組んでいくということが、一番早い方法でもありますし。地域の方々も自分たちが住んでいる所を自分たちも参画して、綺麗にしていくということは非常に大事なことでございまして。ただ、一方的に住民の方々だけに協力を仰いでやってもらうというのではなくて。我々行政はすべきこと。また、お願いをして一緒にやっていくこと。そういう部分は、しっかりと分けしながら取り組んでいかなくてはならないこう思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） ただ今、町長から前向きな答えといたしますか、状況を聞かせていただきました。

ここ10年間のあいだにその枡を町として蓋を開けて実際の状況を工事したり、あるいは手を貸したり、そういうことをしたのが何件かありますか。そこを少し、ご説明いただければいいかなと思いますが。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 何件ということではなく、まず、場所によってそういうふうな詰まりがあればそこを確認して上げている所と、ここ最近では4人の方々を5月から10月まで除草作業とか、そういう道路の維持管理のために雇用してますので、その人たちをそういう所に派遣して、速やかにやっている場合。最近、夕立のようなゲリラ豪雨というようなのであれば、非常に詰まったりするという連絡がありますので、そういうところには近くの業者をすぐに派遣して、そういうのを取るというのと、先ほど町長が言いましたとおり、各行政区の方に道路清掃報奨金というようなものも設けておりますので、町内会でそういう特別な場所で詰まっている所があれば、それらで対応してもらおうというようなことを取っておりますので、今年度も10地区ではもうそのような作業を実施しております。以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問。工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 高齢化ということで、一人暮らしの世帯も多いわけですので、もちろん、女性はあの蓋を開けて見るということもできないので、たまたま点検をしていただければ、幸いです。よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） これで工藤幸子君の質問を終わります。

9番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（9番 中舘文雄君 登壇）

○9番（中舘文雄君） おはようございます。

はじめに、4月に発生した熊本地震により、不幸にも亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。一目も早い復旧、復興を多

くの町民の皆様と共に願うものであります。

私は、今定例会に臨むにあたり、各自治体で進められている、公共施設等総合管理計画の策定問題を取り上げ質問するものであります。

各自治体は、高度経済成長期に人口増加を前提にして、建設された多くの公共施設等が、老朽化し更新時期を迎えている実態も調査により明らかになっております。

しかし、地方の歳出は、高齢化による社会保障関係費が増大に伴い、扶養費が増加する一方、厳しい財政状況を背景に、普通建設事業費がピーク時の半分以下にまで減少している現実があります。

こうしたことから、所有している全ての公共施設等の維持補修、更新財源を確保していくこと、また人口減少や少子高齢化に伴い、公共施設等の利用需要が変化していくことも見込まれますし、市町村合併後の公共施設等の統廃合の検討等も踏まえ、各地方公共団体における公共施設等の最適配置を図る必要が、将来の地域社会の実情にあったまちづくりを進めるうえで、重要であるとの認識のもとで、総務省では、各地方公共団体に対し公共施設等総合管理計画の策定を要請したものであります。

計画の策定にあたっては、記載すべき事項も明示されており、いろいろな角度からの検討がなされて策定されると思いますが、本計画は長期的な視点に立った、財政負担の軽減、平準化や公共施設等の最適な配置の実現という大きな視点をも加えた目的をも有しており、当町の将来のまちづくりにも、重要な計画となると思われますので、通告しておりました、次の項目について質問いたします。

一つ目は、当町における、公共施設等の現状に対する認識と利用状況について、お尋ねいたします。

二つ目は、地域集会場等は除き、大型施設等の更新、整備等は人口減少等、社会現象を踏まえ、統廃合等検討が必要と思われるが、今後の対応についてお尋ねいたします。

三つ目として、本年度策定される総合管理計画の手順と、全国の合併自治体の抱える庁舎問題を含め、同種、同様の施設の維持、管理等経費を含め、基本的な考え方について、お尋ねいたします。

今年度の当初予算で、管理計画策定業務は、委託料として計上されておりますが、繰り返しのようになりますが、将来のまちづくりの在り方にもかかわることであり、また、議会や住民への十分な情報提供等も行ったうえで、策定することが大事だと思います。町長並びに関係者の答弁を求め質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員にお答え申し上げます。

まず、当町における公共施設等の現状に対する認識と利用状況についてであります。全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。

当町においても同様であり、今後厳しい財政状況の中、人口減少等により公共施設等の利用・需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長期寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減し、また平準化する必要があると認識してるところでございます。

主な公共施設の利用状況をお知らせしますと、平成27年度の実績より、南部町立町民ホール等の集会施設8カ所で約8万2,000人、保健福祉センターのゆとりあ・ぼたんの里で約3万6,000人、町民体育館等のスポーツ施設4カ所で約5万5,000人の利用者となっており、過去3年間での利用者数においては、大きな変化は見られておりません。

次に、地域集会施設等は除き、大型施設等の更新・整備等は、人口減少等社会現象をふまえ統廃合等検討が必要と思われるが、今後の対応についてであります。先程もお答えいたしました。が議員ご指摘のとおりであります。そのため、今年度、公共施設等総管理計画策定業務委託料を計上させていただいておりますので、その結果を踏まえ、公共施設等の更新・統廃合・長期寿命化等を検討してまいりたいと考えております。

次に、本年度策定される、総管理計画の手順と全国の合併自治体の抱える庁舎問題を含め、同種、同様の施設の維持、管理等経費を含め、基本的な考え方についてでございます。が、今年度整備する固定資産台帳を基に、公共施設等の配置状況や利用状況、維持管理経費等の現状を調査・分析し、今後の人口推計や財政状況、公共施設等の更新費用の推計等を行い、今年度末の策定を予定しております。

今なお、多くの方々が避難生活を余儀なくされている熊本地震では、防災拠点となるべき庁舎が倒壊するなど、行政機能が麻痺したことも報じられました。

また、合併により、同種の施設が複数あることも事実ではありますが、利用者の利便性も十分考慮しなければなりません。

いずれにしても、今年度実施する公共施設等総管理計画の策定や役場庁舎のあり方に関

する町民アンケート結果を参考にして、当町に最も合った公共施設のあり方について検討してまいりたいと考えてございますので、今後、特に議員の皆さんとも一緒になって、将来のあるべき姿。これは、我々行政側だけではなく議員の方々と一緒になってこう、考えて行く大切な時期になってきてるなと思ってございます。様々な公共施設、教育施設等含めながら、今後、大規模そういう時期が数年後には出てくるわけでございますので、そういう将来的な部分も見据えて、計画を立てて、しっかりと計画順に取り組んでいくということ。その中においては、より住民の皆様にもちゃんとした情報提供をしながらということが非常に大事だこう思っておりますので、議員の皆様にもまた、今後とも一緒になってご協力、ご助言賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 私が何でこの問題を取り上げたかと言いますと、先に町の人口ビジョンも作られて、その中であと約20年後になりますと1万2,000人くらいの人口が見込まれるということがはっきり示されております。

それから、今まで色々な行政の方からの説明の中で、公共、コンクリート施設等でも60年、もう30年頃から順次、経費その他補修費がかかるということがあったものですから。これから取り組む、特に箱物については、全てそのへんを検討したうえで取りかかっていく必要があるだろうということで、問題を取り上げました。

今、特に箱物関係を中心に説明されましたけれども、公共施設、町道もありますし、橋もあります。しかしちょっと全然触れられていなかったのが、町で管理している橋。その中で、これは無理だということで使わせていない箇所は何カ所あるか数字でわかりますか。橋というのは、町道としてあるんだけど、その橋がだめで使っていないため、そこが通行止めをかけて使わせていないという箇所。これも公共施設なんですよ。その辺のところが箱物と違って、こういうものが普段、住民に一番、使われる場所ですからね。箱物は、統合ということも可能でしょうし。よく学校関係が統廃合すると、こっちをなくして、廃校してもう壊して、統合して一つということは、学校には順次、現実には南部町もありますし、全国でもそういうのあるけども。他の箱物につきましては中々その辺が、スムーズにいったないという実情があるようですから。その辺のこともあって特に、町道それから橋について、町民に通行止めをかけて不便を感じさせている箇所、何カ所あるかまず、お聞きします。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） まず最初に、橋につきましては、当町では78橋あるということで認識しておりますし、通行止めというか今現在、使われていない橋は1カ所、沢田地区の橋でございます。それにつきましては5月13日の行政員会議におきまして要望されておるところでありますけれども、予算的な面からみて長期計画でやるということで説明しておるところであります。

また、町道につきましては、何カ所かありますけれども、その全て何路線でどこがどこというところまでは今、すぐは出てきませんけれども、これまでに雨等で崩れた箇所によって通れなくなっているという箇所が何カ所かあるかというところは認識しておりますので、それらについても十分調査して、直していかなければならないというふうには考えているところであります。以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） なぜそこまで具体的にという、この総合管理計画をつくるそこまでですね、全て調査していて作られるものか。それとも業者委託ですから、書面作のための委託なのかその辺が良くわからないんですよ。実態に各公共施設が全てを調査して、町の意向も組み入れた形の将来計画策定書にするものなのか。その辺がどうも具体的なないものですから、その辺が町として、また、町長がこれについては、将来的にはもうこういう程度の数字までやるのが理想だということまで検討したうえでこの策定計画書が作られるものかどうか。その辺がどこらまでどの辺までですね。その辺がこの策定計画の中で町の意向というのが、反映された書類になるのか、まず、再度お聞きします。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） お答えいたします。今回の計画ですけれども、広範囲でございます。公有財産ですけれども、まず、土地でインフラ資産関係を外しましても1,700筆、「ふで」ですね。あと、インフラ資産の方の筆数として約1万4,000筆位ございます。あと、建物について

も約510棟ございます。

これ全部、現地調査でということでは考えてございません。これを全部現地調査といいますと莫大なものになりますので。インフラ資産の方の関係は、各所属課。建設課であれば、道路台帳とか橋梁台帳等々を確認しながらということもございます。

あと、箱物についてはまず、大きい50平米以上の公共施設等々は現地の方もデータと照合しながら、現地調査をすることも考えております。

ただこの今回の計画ですけれども、先ほど中舘議員おっしゃったとおりの対策でございまして、まず、取り組みとしましてはこういった固定資産台帳の整備、洗い出しとですね。それをたたき台とした計画。要は、これから計画は平成28年度から40年間の計画。数値を推計する予定になってございます。将来の歳出、歳入関係の推計。あとこれからの更新費用等々を試算すると。この計画によって順位づけとかそういうものは、考えておりません。これは全国的な指針でもそうなんです、順位、これをやるとかというのはございません。基礎資料ですね。これまで全町内一体的に、保有財産等々でまとめたものがございませんでしたので。その基礎資料とか、素材を整理すると。そしてこの計画を基に、まず、住民の方々、議員さんはじめ、今後の検討をしていくというものの計画策定を計画しております。以上です。

○議長（馬場又彦君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

（午前10時33分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

.....
○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

4番、坂本典男君の質問を許します。坂本典男君。

（4番 坂本典男君 登壇）

○4番（坂本典男君） こんにちは。今日最後の質問となります4番坂本典男です。お疲れの所よろしく申し上げます。それでは通告に従いましてお伺い致します。

国では急速に進む人口減少問題に対して、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施

行。12月には国の指針である「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、全県および全市町村で、27年度中に地方版の「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定することとしました。

これを受け、南部町が定めた「南部町人口ビジョン」では、このまま何も対策をしない場合、2016年2月1日現在1万8,345人いる南部町の人口は、2060年には7,177人まで減少する見通しとなりました。国立社会保障・人口問題研究所のデータに基づく推計値であります。

南部町では「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その施策効果により、2060年の町人口は何も対策をしない場合の7,177人から1万71人まで回復する見込みとなっておりますがそれでも現在の人口より8,000人以上減ることとなります。

そこで、南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、①基幹産業である農業を中心に、若者の活躍の場を創造し産業振興を図る。②地域と連携し、子育てのしやすい環境の充実に図り定住を促進する。③豊かな自然を活かしたグリーン・ツーリズムの継承と独自スタイルの観光を拡大する。④お年寄りやこどもにやさしい、安全・安心で魅力のある定住環境を構築する。⑤八戸圏域定住自立圏との連携による、希望が持てる地域社会の実現を図る。と、5つの基本目標を掲げていますが、わかりやすい例で人口減少・少子化の対策として現在、剣吉中学校跡地の住宅分譲を計画していますが、それ以外での住宅分譲や新たな住宅団地造成の計画があるか伺います。

次に工業団地造成の計画についてであります。農村地域工業導入促進法による福地工業団地は、第一工業団地に4社、第二工業団地に1社が立地しています。さらには太陽光発電設備が設置されており満杯の状態になっています。今後、定住促進のために企業を誘致していくには新たな工業団地の造成が必要と考えますがその計画があるのか伺います。

ご答弁よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 坂本典男議員にお答え申し上げます。

まず一点目の住宅団地造成の計画についてであります。ご案内のとおり、今年度、剣吉中学校跡地を宅地分譲するための測量設計業務を実施しております。

また、宅地分譲地へのアクセス道路として、2車線道路で片側に歩道を設置した町道の整備工

事を実施する予定です。

平成29年度には造成工事を実施し、平成30年度に宅地分譲見込みとなっております。今のところ、新たな住宅団地造成計画はありませんが、近々の定住対策としまして、福田児童館跡地と相内小学校プール跡地を宅地分譲したいと考えてございます。

また、定住対策として名川分庁舎跡地など町有地の活用方法や、新たな住宅団地造成などについて、更に検討してまいりたいと考えてございます。

その他にも町有地、大きな規模ではないんですが、町内に数カ所、まだありますんで。そういう現在使われていない町有地等々についても、安価でもって住宅で提供できるところは、そういうふうな形で進めて行きたいなと思っております。

次に、工業団地造成の計画についてでございますが、これまで南部町内では、農村地域工業等導入促進法により、昭和51年6月15日に策定しました「福地地区の農村地域工業等導入実施計画書」により工業団地化が始まり、その後には、昭和63年度と平成6年度の変更計画を経て、第一工業団地4社、関連会社含めて6社でございますが。そして、第二工業団地1社に、平成28年4月1日現在でございますけれども、従業員数532人が働いており、その中で、地元採用者は約3割の雇用をいただいているところであります。

しかし、南部町の主力産業であった製造業も、長引く国内景気の低迷により、残念ながら工業統計データでは、平成13年には215億円を超えていた製造業出荷額は、平成24年には約105億円、平成26年度では若干伸びまして166億円となっております。

このことから、若い人達が働ける場所を提供して行くことが、町にとりましても大きな課題であり、地元への定着により人口減少の歯止めとなることが、今後の南部町にとって、取り組まなければならない重要な課題と考えております。

しかしながら、平成25年11月22日、土地貸借契約を行い、平成26年度から稼働しております第二工業団地の太陽光発電設備を最後に、福地地区の工業団地計画はすべて完了となっております。

工業団地造成計画は、申込者が無かった場合の当然、リスクも伴いますので、誘致企業関係各位の意見や県の情報も注視しながら、計画の必要性について十分に検討しなければならないものと考えてございます。

なお合わせて、今後は相内小学校の跡地。そこも相当な面積がございますので。その跡地も検討していかなければならないというふうに考えてございます。

相内小学校跡地には、正式ではなかったんですけど1企業さんが「少し検討してみる」とそう

いうお話も一時ありました。先般、関係する方にちょっと「その後どうなっているか」というお話をさせていただきましたが、なかなか正直、今すぐに前に進む状況ではないような感触を感じました。そういう企業の方々、間違いなく来てもらえる。そういうところがしっかりとしてくれば、また、第三の工業団地ということもこれは考えていかなければならないと思っております。進出する企業等が全く確定されていない中で工事だけ先行した時に、その後が非常にまた課題も残るわけでございます。

合併当初、第二工業団地等々まだ売れない部分がありまして、当時の議員さん方からも「今までの価格にこだわらず、値段を下げてでもやっぱりどっか入ってもらった方がいいのではないか」とのご意見等もいただきまして、その後価格を下げて提供したところ、2社、3社ですか。購入をしていただいて、現在が全部完了になったということもございました。

そういう部分も勘案しながら、青森県の方に誘致を考えている企業等々の情報は、県の方でもある程度把握しているはずでございますので、そういう情報をしっかりと聞きながら、どういうタイミングでそこまで入っていけるのかという部分になろうかと思っております。現在のところは、情報を集めながら、そして、現在使用されていない公有地などを紹介させていただきながら取り組んでいきたいと思っております。

また、住宅団地等々、人口減少対策として。その中でも2年前から医療費の無料化、また、学校給食費の全面無料化その他にもひとり親の場合は、高校生までの医療費の無料化とそういう部分もありますので、そういう部分をしっかりと町から情報発信をし、そしてそこに今回計画している剣吉中学校跡地等々、ここもできるだけ安価に提供して若い人たちが住めるようなそういう団地にしていければいいなと思っております。まだ、どういうソフト的な部分、条件を出していくかという部分について、今は工事に入っていますので。それと並行しながらソフト的な条件等を取りまとめてまいります。そしてまた、第一工業団地内の多摩川精機さん関連で若い方々も町外から通っている方々がおります。会社の関係者の方々にぜひ、機会があれば従業員の方々に私どもの特典について「医療費、給食費、そういう無料も行っていますよ」と、そういう紹介をさせていただきたいということもお願いをしたこともございました。

今回また、そういう分譲、宅地そういう事業を進めて行くうえで、今度はこういう場所でこういう値段で提供して、そこには将来の子供が生まれた場合には、医療費また給食費が無料であるよとそういうことをセットでやはり提供していくことが大事だと思っております。

単一単一だけではなくて、ひとまとめに子育て支援。これを一つにまとめた部分を情報発信していきながら、少しでも南部町に住んでもらえる。そういう対策を講じてまいりたいと思う

てございますので。今後ともまた議員の皆さんからのご指導、ご協力をまたお願い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありませんか。坂本典男君。

○4番（坂本典男君） ご答弁どうもありがとうございました。町の人口減少を食い止めるために笑顔と活力がある住みやすい環境づくりを推進し、若いご夫婦の方々が多く住み、より多くのお子様をご出産していただくことが人口増加の大切な条件の一つであります。

若い世代の方々とお年寄りの方々が住みよい住宅地の確保を町自ら積極的に推進し、また、働く場所も必要ですので、ぜひ工業団地の整備と企業誘致も前向きにご検討いただきまして私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） これで坂本典夫君の質問を終わります。

.....

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月7日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午前11時07分）

平成 2 8 年 6 月 7 日（火曜日）

第 6 8 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第68回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年6月7日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

3番 夏 堀 嘉一郎

1. 地震災害について
2. 災害用道路について
3. 除雪業務について

1番 松 本 啓 吾

1. 子供の貧困、家族の貧困対策について

16番 川守田 稔

1. 文化財の調査・保護について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
3番	夏 堀 嘉一郎 君	4番	坂 本 典 男 君
5番	滝 田 勉 君	6番	西 野 耕太郎 君
7番	山 田 賢 司 君	8番	八木田 憲 司 君
9番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長		佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長		西 村 幸 作 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長		福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長		西 村 久 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者		小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長		極 檀 藤 男 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長		山 田 義 雄 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長		佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	佐々木 大 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第68回南部町議会定例会を再開します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

これより通告順に順次発言を許します。

3番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

（3番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○3番（夏堀嘉一郎君） おはようございます。議席番号3番の夏堀嘉一郎であります。

第68回定例会において、通告してあります次の3件についてお聞きいたします。

まず始めに1番、地震災害の対策や取り組み方についてであります。

2011年3月11日の東日本大震災、そして2016年4月14日、4月16日の熊本地震と大規模な地震災害が頻発しております。

当町でも、平地区の直下型地震2016年1月11日、震度5弱、次の日の1月12日、震度3とたてつづけに、大規模な地震が発生したのは記憶に新しいものと思われまます。

あまりにも大きな地震でしたので、この地震に関しまして、私自身でいろいろと調査をしてみたところ、熊本地震が大地震になってしまった原因のひとつと思われる活断層が、当町にも存在している事を発見いたしました。

それは、折爪断層という名称で青森県から岩手県にかけて分布する活断層で、三戸郡五戸町から岩手県岩手郡葛巻町北部までで約47kmにも及び、北は辰ノ口擁曲(とうきょく)であり、名久井岳付近を南北にして、この活断層が存在致します。

先程申し上げました平地区の直下型地震、震度5弱は、この活断層との関連性について科学的根拠は発表されてはいませんが、限りなくこの活断層が影響しているということを誰しもが否めないものと思います。

また、大災害をもたらした熊本地震と平地区で発生した地震は、どちらも活断層上の直下型地震と思われることから、通常地震とは違い、通常地震が大地震になってしまうかもしれない地理的条件が、それらの一帯に揃ってしまっているようです。その条件などが不運にも何重にも重なってしまうと、熊本地震の震度7を遥かに超える想定外の大地震になってしまい、甚大な大被害を被ってしまうかもしれません。

当町は現在、その地理的環境であるという事をまずは確認をし、大震災になってしまうかもしれない可能性を把握していただきたいと思います。

熊本地震では、災害対策本部の拠点となる役所庁舎も甚大な被害を受けたところでもあり、仮設の災害対策本部で対応している様に報じられています。

このようなことから、現在の当町は活断層直下型大地震がいつ起きてもおかしくない状況であり、その活断層付近に建設してある名川医療センター、名川中学校、楽々ホール、名久井小学校、名久井南小学校などをはじめ、地域住民の避難場所等として活用される公共施設は、地震対策を優先的により強固にしなければならないと思われます。

それは、当町のすべての財産と何よりも全町民の人命を守るために、全町民の知恵とご協力を頂きながら、対策を押し進めていかなければならないと私は思いますが、当町の地震対策に対しての取り組みについてお聞きします。

そして、私が生きている間に「未曾有」という言葉を2回聞くような事がないように、そしてまた未来の子供達の生命を確実に守っていけるように、私はこれからしっかりとこの問題に対して、責任を持って取り組んでいこうと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

続きまして2番、避難道路や緊急輸送道路の整備の進み具合についてであります。近年の大地震の影響により、建築物の倒壊の危険性が最重要視され、建築物の耐震補強などのリフォームや新築工事が急ピッチで進んでいます。

しかしながら、当町はこの災害時において絶対必要不可欠となる避難道路や緊急輸送道路の整備の進み具合は、いまいち鈍いような気がしております。

私は、この災害対策の進捗度の偏りがないように、建築物の耐震補強と同じスピードで、この災害時を想定した道路計画を進めていく必要があると思います。

それでは、国土交通省の「災害時にも安定して機能する道路ネットワークのあり方」という資

料を参考にして質問を致します。

豪雨対策、地震対策、豪雪対策と、道路に関する災害の対策は、先に通告してありましたこの3点になりますが、当町においては、現時点ではその地理的状況から豪雨による洪水が代表的な災害で、全国でも約7割がこの豪雨の災害であり、道路を冠水させ寸断させてしまっているようです。

道路防災対策は、道路利用者が災害に直接巻き込まれることを防ぐとともに、異常気象時でも通行可能な道路ネットワークが維持できるように取り組むことが必要と国交省では明記しております。

また、「個別個所の安定度」と「ネットワークの機能確保」の双方に着目し対策を実施することにより、孤立集落をなくすることができるということも明記してあります。

そしてまた、橋梁の耐震補強の必要性も明記してありました。

特に幹線道路や、鉄道をまたぐ橋梁は耐震性を調査し、地震時などで二次災害を起こしてしまう最悪なケースにならないようにしなければならないと明記してありました。

当町にも福地地区高橋に鉄道をまたぐ跨線橋がありますが、そのような橋梁の耐震性を早急に検査し、災害時でも安全に通行や歩行が出来るようにしなければならないと私は思います。

また私は、国道・県道・町道をそれぞれ上手く活用し、豪雨災害時に幹線道路が冠水してしまったとしても、冠水していない部分のそれらの道路をうまく繋いで避難道路や緊急輸送道路として使えるようにすれば、道路利用者や被災者の方々の混乱を招くことが少しでも緩和されると思います。

そのような径路を可能な限り立案して安全性を確保できる道路整備計画を策定し、その経路上に前述のような問題を抱えている橋梁がある場合には、優先的に耐震性の調査や、さらに耐震補強を施し、安全な橋梁道路に仕上げるのが急務であると思います。

先にも申し上げましたが、建築工事と土木工事をバランス良く進めて災害対策を講じて頂きたいと私は強く思っておりますが、そのためには青森県や八戸市、近隣の自治体などと連携をとり、それらの自治体の災害用道路の計画などの情報を参考にして押し進めて頂きたいと思うところですが、当町の避難道路や緊急輸送道路の整備の進み具合についてお聞きいたします。

最後になります3番、除雪業務の取り組み方について。「自然災害」の定義は支援法第2条第1号で「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異状な自然現象により生ずる被害をいう」と定められておりますが、近年の大規模な自然災害が各地で頻発しているこの状況のなかで、豪雪を想定した除雪業務に対する当町のこれからの取り組み方についてお聞きし

たいと思います。

県南地方の除雪業務の出動回数は津軽地方に比べ極端に少なく、出動が不安定なため採算が合わない状態が続いている現状であります。

その現状のなか除雪業務の請負会社は、この業務をこの地域への貢献と捉えており、毎年業務を遂行させて頂いているようです。

そのような状況のなか、実際に除雪作業を行っている方々の声をご紹介しますと思います。

1 番、「家の前に雪の塊を置いていくな」と怒られたので家主に事情を説明すると、胸ぐらを掴まれて暴力されそうになった。

2 番、会社名が記された重機で除雪をしていると、わざと自家用車を重機に接近させて事故にさせようとする人がいて困る。また、保有している重機の大小によって除雪能力が各社それぞれ違うのに、それを知らない町民から他社と比較して「下手くそ」などと誹謗中傷を受けている。

3 番、今まで除雪用に重機を保有していたけれども、車検などの維持費が嵩んでばかりなので本音は手放したい。

4 番、除雪作業をしている会社と、除雪作業をしていない一般の会社とを同じ選定条件で町発注工事の入札の指名をされるのはおかしい、と思うようになってしまった。青森県でも入札指名の選定条件に、除雪作業という項目を設けて加点等の措置を組み入れているのに。これが、町民の声であります。

どんなに町や地域の方々のために頑張ろうと思っても、上記のように最近では理不尽なことが多く、実際に作業にあたっている従業員がその理不尽さに対してかなりの嫌悪感を抱いており、その感情を今までなんとか説得させてきた会社経営者ご自身も限界がきているようです。

このままの状態が続き、地域の方々のご理解とご協力が得られなければ、除雪業務が今後困難な状況になることが予想されます。

除雪業務に対して嫌悪感を抱く従業員は益々増え、その建設会社自体も除雪業務から離れてしまう可能性がでてくると考えられます。

発注者である町といたしましても、町民に対する除雪業務の説明会や請負会社に対する除雪用重機の貸し出し、入札に関する優遇措置などを視野に入れて、この重大な問題を早急に検討し対策を講じなければならない状態であると私は思っております。

先にも通告しておりましたが豪雪は自然災害です。

当町でも、最近良く耳にする「爆弾低気圧」という大雪をもたらす災害が頻発しており、対応の遅れやそもそもの除雪能力の限界を超えてしまう災害となり、甚大な被害を被っております。

また、豪雪災害以外の大災害時にも、県や町からの依頼によりその重機を保有している請負会社がいち早くその危険な現場に向かい、災害復旧作業や時には人命救助をなされているようですが、それは紛れもなく当町にとって代えの効かない重要な作業であり、その必要性を誰も疑う余地はないと思われます。

ですから今こそ、このオール南部町で自立した災害対策を講じて、この想定外の自然災害に立ち向かっていかなければならないと私は強く思っております。

今一度、除雪業務についていろいろな角度から見直す必要があるように思われますが、この件についてお聞きします。

以上３点になりますけれども、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員にお答え申し上げたいと思います。

まず、地震対策や取り組み方をどのようにするのかについてであります。当町では、地域防災計画を作成し、その中で地震対策や取り組みについて計画しており、平成27年2月の改訂においても、地震を始めとする災害対策についての見直しを図っているところであります。

また、町民に対しましては、町ホームページにより計画を公開しているほか、町広報誌において定期的に防災に関する特集を掲載し、周知を図っているところでありますが、継続的な情報提供も必要でありますから、今後も、防災訓練の実施などを通じて、計画に基づいた防災対策に取り組んで参りたいと考えております。

防災計画は防災拠点、避難所、自主防災組織、防災訓練、災害時の職員の動きなどで構成されており、地震などの災害が発生した際には、速やかに防災体制を構築し、災害対応が可能となるように計画しております。

しかしながら、東日本大震災や熊本地震のように、大規模な地震災害などが発生した場合、発生初期の段階において、町や消防、警察あるいは自衛隊などの防災関係機関の救助活動や物資の支援いわゆる公助でございますが、すぐには届かないような事態が生じる可能性も想定され、それまでの間、まずは、町民一人ひとりに自分の身を守っていただく、いわゆる自助と自主防災組織を中心とした地域の連携・協力により、地域の被害を最小限に食い止め、避難所の運営をしていただくことなど共助が重要だと考えております。

町としましては、自主防災組織の設立や、訓練などの活動への支援について継続していき、併せて災害時の連絡体制の強化を図って参りたいと考えております。

また、町の防災訓練においては、様々な局面を想定し、実効性のある訓練を実施して、大規模災害における防災機能の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、活断層等につきましてはまた県の方からも情報をいただきながら、その影響というのは県の方でもどのように調査されているのか勉強してまいりたいと思っております。

次に、避難道路や緊急輸送道路の整備についてのご質問ですが、まず、緊急輸送道路の整備についてお答えいたします。

青森県では、平成27年から29年の新規事業において、災害時の救援物資物流対策の一環として、防災物流インフラ強化計画を策定中であります。

国や県外からの救援物資を、県が特定する一次集積所に集積し、町内の災害拠点、備蓄施設としてリストアップした第二次集積所を経由して、円滑に各避難所へ救援物資を運搬することになります。

昨年度に県へ当町の集積所候補を提出しており、今年度に県民局毎に実施される調査、協議を経て、来年度に計画が策定される予定となっております。この計画の策定後、各集積所から避難所への経路を緊急輸送道路と位置づけ、危険箇所の有無について調査を進め、対策が必要な箇所について整備を検討していくことになります。

次に、避難道路の整備について説明いたします。

平成25年度に青森県で防災公共推進計画書を策定しております。この計画は、災害時に土砂災害特別警戒区域及び警戒区域などの危険区域を通らずに、道路交通で避難場所や防災拠点までアクセスが可能な最適な避難経路が確保されているかを調査し、危険箇所があった場合、解消に着手することになっております。

防災公共推進計画書では、南部町内の複数の避難経路が確保されており、緊急に対策を講じなければならない危険箇所は無い。いわゆる孤立しない状況のことではございますが。ことになっておりますが、災害の規模や形態によって、危険箇所も異なり、また、先程お答えしました防災物流インフラ強化計画の策定後に、整備等の対策が必要となる緊急輸送路が生じる場合がございますので、今後とも現状を確認しながら、改良などの対策が必要な道路につきましては、町道整備計画における重要性、優先度を加味しながら計画的に整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、除雪業務についてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、大規模な自然災害が各地で頻繁に発生している近年の状況を見ますと、大雪による豪雪災害が当町で発生することも想定されます。

除雪業務に関しては、町内建設業者と業務委託を締結し、業者がフル稼働で除雪作業を実施しております。

大雪になりますと、倒木等の影響もあり、全路線の除雪に数日かかることも想定されますが、1級、2級幹線道路の除雪が最優先と考えておりますので、住民の皆様にはご理解の上、ご協力をお願いしたいと思います。今後、緊急輸送道路が位置づけられましたら、除雪事業計画を見直し、緊急輸送道路の除雪を優先としていきたいと考えております。

なお、今年度より初めて地域除雪作業報奨金と小型除雪機購入費補助金を交付し、地域と一体となって除雪を実施したいと考えております。

これは、各町内会の集会所等公共施設、あるいは生活道路、通学路及び高齢者のみの世帯の敷地等の除雪作業を各町内で実施してもらうため、除雪作業報奨金と小型除雪機購入費を町内へ補助するものです。除雪機につきましては100パーセントの補助を予定してございます。補助金等の内容については、5月13日に開催した行政員会議で説明しております。議員の皆様には、本日の議会終了後の議員全員協議会で詳しく説明する予定でおりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） ご答弁ありがとうございました。

3番の除雪業務に関してなんですが、この問題は当町だけではなくて、近隣の自治体の方も色々と問題を抱えておるようです。

一番問題としているのは、豪雪ということで自然災害なんですけれども。作業中の事故のリスクといったものが、大変、除雪をされる方々のご負担になっているということで、そういったところも視野に入れながら対策をしていただきたいと思っております。

また、重機の維持費ということで、その近隣の自治体の方々。重機の方も売却してしまって、自治体の方で除雪ができなくなってしまうような、そういった状況になって。それから今、私が話ししました対策を講じて何とか除雪される業者の方々に除雪をしてもらっているというふうな現状のようでございます。

そしてまた、2番の避難道路の件なのですが、緊急輸送道路の整備の進み具合ってことなんですけれども。

住民からもこの件について沢山の声が上がっておりまして。その中で一番多い声として、「箱物を新しくして耐震補強することは必要なことだとは思いますが、いざ災害が発生してその箱物に避難するために必ず利用するのは道路でしょ」と。「安全な場所にちゃんと避難できるようにするために、その道路整備はしっかり進んでいるのか」といったご質問を頂戴しております。

私自身も、現状がどうなっているのか分かりませんでしたので、お答えする事ができませんでした。

私は、その質問にお答えするためには、まずは当町の現状を確認しなければならないと思います。

またその現状を基に、当町と近隣の自治体とを比較し確認をしなければ、災害時も含めた道路整備の必要性が見えてこないものと思われます。

ですので、新築や耐震補強などを含めた建築工事全般と、避難時にも活用できる道路整備などを含めた土木工事全般の、当町の工事率の割合を過去数年分データ化して頂きたいと思います。

そしてまた、その現状を踏まえた当町と他自治体の建築工事、土木工事の工事率の割合を比較して、避難時にも活用できる道路整備の必要性を検討しなくてはいけないと思われますので、青森県や八戸市、近隣自治体との過去数年分をデータ化してまとめていただきたいと思います。お時間が必要になるかとは思いますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、豪雪等の対策でございますが、業者の方々非常に重機を抱えることが困難になってきているという情報はいただいております。今後、町の方も除雪対策をしっかりとしていくうえで、担当課の方とは町でまた重機を購入していくということも考えていかなければならないなという一つの検討課題にもなっております。高額になりますので、どの程度対応できるかというのは少し詰めさせていただきたいと思いますが。

私どもも今、業者の方々が、また除雪をしていただく業者も減りつつあるということも聞いておりますので、今後しっかりとした対応をさせていただきながら先ほど申し上げました報奨金。町内会さんまた、小型の除雪機等についても、今年度初めて予算化をしまして、今対応していく予定でございます。

やはり特に豪雪等の場合、業者の方々、また町の方もフル回転をしてもやはり、相当の時間を要する。また、先般の大雪の時は非常に重たい雪ということで、3日位かかったこともございました。そういう時にやはり、まず道路を優先してその次に集会場等々に入るわけですが、そこにはやはり2日、3日くらいしてからの時もございました。

そういう中で、地域の方々もご協力いただいて、そのために小型でありますけれども、除雪機を希望する町内会さんには配備させていただいて。まず、その地域の部分はやっていただいて、そうすれば必ずその後にもまた、綺麗にする。町の方からの除雪でできると思っておりますので地域のまさに自助、災害含めてですが。自助・共助・公助というそういう役割で取り組んでいかなければならないと思ってございます。

それから、避難道路でございますが、町の方でも確認はさせていただいておりますが。現在、進めているのは南部地区後構、いわゆる三戸駅前の道路をはさんで正面の方でございます。

地域の方々、あそこの地域は床上浸水等の常襲地帯でございまして、非常に道路が狭い道路。車がすれ違えないという所でございましたので。今年度、来年度で新設の避難道路を完了する予定で進めているところでございます。

また、状況に応じて今後も調査をしながら取り組んでいきたいと思ってございます。

そしてまた、今、嘉一郎議員さんからも新築、建物補強等々、また道路整備重要であるということでございますが。近隣の町村に比較しますと、いわゆる土木費関係、農林関係は、当町は発注が多いと思っております。そういう中で我々も財政状況を当然、勘案して整備を進めて行かなければならないわけでございますので、財政の方と確認をしながら。ただ、当町の工事発注関係は近隣においては恐らく間違いなく、一番多い自治体になっているのではないかなと思ってございます。以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問はありませんか。よろしいですか。

これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

次に1番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

（1番 松本啓吾君 登壇）

○1番（松本啓吾君） おはようございます。通告通り一般質問をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

みなさんは貧困層と聞いて何を思い浮かべますか。明日食べる物もままならない。ボロい借家

で家族がひと間で暮らしている。貧困と聞くとそんなイメージを持つかもしれません。

生きるのすら危ぶまれる状態。簡単に言うと、衣食住の確保が厳しく飢餓で苦しんだりと普通に生活するのが、絶望的な状態をさすのが、「絶対的貧困」です。

そしてもう一つが日本で問題となっている「相対的貧困」です。これは日本において普通とされる暮らしをするのが難しい状況をいいます。それはなにも死に直面した状況をさすわけではなく、自分が暮らす地域での一般家庭という基準のもとに存在する定義であり、相対的貧困は精神にも多大な影響を与えます。貧困家庭の子供は周りの友達との暮らしぶりに違和感を持ち、惨めな気持ちを味わうと聞きます。

これにより「なんで自分だけが」「自分には価値がない」などネガティブな感情を抱えることになり、結果精神状態が不安定になってしまったり、自己肯定感が低くなる恐れがあるそうです。

自分に自信が持てないことから孤立しがちになり、結果、将来にまでその影響がおよぶケースもあるそうです。

母親が稼ぎ手となる母子家庭での貧困率は確かに高いです。しかし、両親が揃い父親が稼ぎ手となって働く家庭にも貧困の波は押し寄せています。2人親世帯の所得の低下も、子どもの貧困化の大きな原因となっています。

山形大の調査では、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯の割合が、18歳未満の子供がいる約1,300万世帯のうち貧困状態にある世帯は1992年には5.4パーセント、約70万世帯でしたが、2012年には約1,050万世帯のうち13.8パーセント、約146万世帯となり、青森県では貧困率が17.6パーセントとなっています。貧困世帯の数では約2倍、割合を示す貧困率では約2.5倍に増えたと発表しています。

行政においても今年度から若年者の基本ベースアップがされたように、貧困世帯のなかでも、両親が若い、特に20代の世帯の貧困率が高いのですが。たとえ共働きをしたとしても、手取りで25万を超えるのはなかなか厳しいのが現状です。

年収300万以下の人は結構な割合で存在すると思われ、貧困から脱出できない状態になる傾向にあります。また、共働き世帯の場合でも、妊娠などで妻が働けなくなった場合など、更に家計を圧迫するケースもあります。

年収が大してあがらないこの時代だからこそ、さほど無駄遣いをしていなくても、予期せぬことが勃発すれば、家計は火の車になってしまいます。

「毎月なんとかやりくりはしているが、生活がいったいいっぱいで貯蓄がなかなかできない」「車は必要だが車検の度に苦しい思いを」なんて家庭もあるのではないのでしょうか。

南部町においては、急激に進む人口減少に歯止めをかけるため、「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、基本目標を達成するための4つの重点プロジェクトと主な施策を掲げています。

その中の一つに「ちいき子育て支援プロジェクト」があり、主な施策内容の一つに「子育てにおける経済的負担の軽減」があります。

そこでお聞きしたいのですが、子供の貧困、家族の貧困問題解消のための今後の子育てにおける経済的負担の軽減の取り組み、施策はどのようなになっていますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本啓吾議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、本年3月に策定いたしました「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてでございますが、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されたことに伴いまして、国及び県において策定された「総合戦略」を踏まえ、当町におきましても、人口減少問題に対応するために策定したものでございます。

「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口流出の抑制と出生数の増加を実現するため、4つの重点プロジェクトに取り組むこととしております。

この重点プロジェクトの一つとして「ちいき子育て支援プロジェクト」がございます。この中の施策内容の一つとして「子育てにおける経済的負担の軽減を図る」としており、松本議員ご質問の「子どもの貧困・家族の貧困」ということにつきましては、中学生以下の子どもの医療費無料化の継続、また、小・中学生の給食費無料化の継続の2つの施策が該当するものと思われます。

ただ、いずれにしてもお子さんを持った方々になりますので。結婚されてお子様が生まれる前の方々の支援とはなっていないわけでございますが。まず、そのようなことを取り組んでいるところでございます。

まず、一点目の中学生以下の医療費無料化の継続についてでございますが、当町では、医療費の助成制度として小学校就学前の児童を対象とした「乳幼児医療費給付事業」に加え、平成24年度からは小・中学生を対象とした「子ども医療費給付事業」を実施してございます。

また、このほか、ひとり親家庭等の児童が高校を卒業するまでの期間、医療費を助成する「ひ

とり親家庭等医療費給付事業」を実施しているところでございます。

いずれの助成制度につきましても、平成27年8月から、医療機関に受給資格証を提示するだけで医療費の助成を受けることのできる、いわゆる「現物給付」を行っております。窓口で支払わなくてもいいという形をとっております。

次に、二点目の小・中学生の給食費無料化の継続についてでございますが、この事業は平成27年度から実施しているもので、小学生につきましては1食あたり255円、中学生につきましては1食あたり280円を助成しており、実質、給食費は無料となるものでございます。

これらの事業につきましては、今後とも引き続き実施することとしており、子育てにおける経済的負担の軽減を図ることに、十分に資するものと考えております。

なお、国におきましては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行するとともに、同年8月に、国の基本的な方針として「子供の貧困対策に関する大綱」を策定いたしました。

また、これを受けまして、県においても平成28年3月に、貧困対策を総合的に推進するための基本方針となる「青森県子どもの貧困対策推進計画」を策定したところでございます。

将来を担う子どもたちは、当然、町の宝でもございます。子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されるようなことがあってはならないと思います。また、貧困が世代を超えて連鎖することがあってはならないと思います。

子どもの貧困・家族の貧困につきましては、国や県の動向を注視しながら、さらなる経済的支援などが必要なのかどうかも含め、今後検討して参りたいと考えてございます。

その他にも、商工会さんと連携をしましてプレミアム商品券。こういう特典のある商品券の発行も今年の8月ぐらいでしょうか。7月ですか。それに向けて今、準備を進めているところでございますので、そういう独自でやっている部分も活用していただきながら、やはり、ソフト的な支援ということは、1回やったらやはり、恒久的にこれは続けて行かなければならない対策だと思ってございますので。

やはり、恒久的に続けていく。その中においては当然、財政的に十分、可能かどうか。ある期間だけやって、財政的に厳しくなって、次からはできません。とこういうことになってはやはり、ならないなと思っておりますので。将来、そういう将来的な予算もしっかりと見据えて。そして、私どもも何とかその他にもできるものは何なのか。どの程度できるのかということは、常に職員の方にも考えてほしいということでまた、私自身も考えながらこれは、必要に応じて進めてまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありませんか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ご答弁ありがとうございます。

町長がおっしゃったとおり、現在、南部町は他市町村に比べ子育て家庭への支援にいろいろ力をいれていると思います。ひとり親家庭の補助はもちろんのこと、乳幼児や子供の医療費助成、小中学校給食費給付事業など多くの子育て家庭への支援事業を実施しています。

ですが、両親が揃った就学前の子供への支援が薄いように感じます。先ほども話したように、収入が少ないがゆえに中々結婚できなかったり、結婚したとしても1人目、2人目、3人目の出産や子育てが困難な世帯は多いのではないのでしょうか。

例えば、南部町では所得制限を設けたうえで介護保険適用の高齢者を在宅で介護している家庭の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ等の介護用品が購入できる引換券を給付する「介護用品支給事業」を実施しているように、新生児等にもおむつやミルク購入の助成があってもいいのではと考えます。

若年者世帯への子育てにおける経済的負担の軽減は、急激に進む人口減少に歯止めをかける一つになるのではないかと思いますのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、私も先ほど子どものいる世帯の方々には、医療費また給食費ですか、こういうものが該当するわけですが。子どもがいない方々。また、就学前ということで。就学前の方々は医療費の無料等もあるわけでございますけれども。今、具体的におむつ等の支援というのも出ました。

この場で即答というわけにはいきませんが。そういう声も父兄の方々からもあるということだろうと思っておりますので。どの程度、予算的にあれしてできるものか。また、一つは決して後ろ向きという答弁ではなくて、どこの部分までどう支援していけばいいのかということもやはり、考えなければならない。町民の要望というのも一つの無料化進めると必ず、今度は次の無料化とどんどんどんどん減っていくというのはなく、ふえていく。こういう状況にもなっておりますので。ただ、そういう若い人方の給料、そういう部分では、非常に生活上に大変だという指摘だと思ってございます。そういう部分、今、我々も色々な部分で検討してまいり

たいと思うっております。

○議長（馬場又彦君） 松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） 町長がおっしゃるとおり、南部町の財源にも限りがあります。人口の変化や町民のライフスタイルの変化を中長期的に考慮し、時代に合わなくなったサービスの縮小や民営化等を推進し、不要支出を改めて見直した上で、それを財源とした新たな子育て支援メニューなどを考案していってもらえればと思います。

仮にそれが他の市町村にない、南部町独自のサービスであれば、定住を促進する魅力の一つになるのではないかと考えます。

子育て世代は就労世代、町を活性、元気づける源であり、子供達は将来の南部町を担う希望であります。

若年者世帯がいつまでもここに住みたい、子供たちが将来ここに住みたいと思えるような南部町にするため、魅力あるちいき子育て支援プロジェクトを実施していただければと思います。

よろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

ここで11時00分まで休憩いたします。

（午前10時46分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

.....
○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

16番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（16番 川守田稔君 登壇）

○16番（川守田稔君） おはようございます。最後となりました。一般質問も最後となりました。少々お時間、お付き合い願います。

文化財の調査及び保護について、町当局の考え方をお伺いしたいと思います。

ふるさとに存在する歴史的な遺跡ですとか史跡、文化財等々は、地域の貴重な財産であります。それらを調査・保護・保存、または歴史的価値を研究し、地域における必然性として定義知らしめることは、そこに住む人々にとっては、この故郷に生活するためのアイデンティティの形成ですとか、郷土愛を育むために不可欠の普遍的な価値をもっているものだとは私は考えます。

ともすると、歴史イコール観光資源的な視点に終始し、その本質的な価値をないがしろにするような傾向も多々あるように見受けられます。歴史というのは、前世代から受け継いで、それを今の世代で育み、後世へと確実に継承していかななくてはならないものであるとは私は考えますが、この1点について、町当局はどのようにお考えでしょうか。

聖寿寺館跡に関しましては、今後の発掘計画などそれなりに整備がなされているようであります。大変、結構なことであると思います。今後の発掘の進捗が待たれる限りであります。

ですけれど、その他様々な案件等につきましては、人材確保の面ですとか、予算措置、そういった様々の部分で必ずしも充実しているとは言えないと思います。様々な雑多な行うべき作業が、たくさんあるかと思いますが、十分に進捗しておらないのではないかという印象が拭えません。

町当局は、その重要性をさらによく理解し、さらに認識を深めていく必要があるものと考えますが、どのようにお考えでしょうか。2点目としてお尋ねしたいと思います。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。今、教育長の方も挙手しましたので、あれでしたけれども、私の方からも答弁させていただいて、また、再質問等々の場合にはまた教育長の方からも答弁してまいりたいと思っております。

まず、文化財の調査や保護の重要性をさらに認識し予算措置等を含めて、町の重要な事業として推進していく必要性についてでございますけれども。

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた貴重な建造物や民俗芸能、遺跡など、有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に区分されております。

町内には、国指定文化財が3件、国登録有形文化財が4件、県指定文化財が11件ありますが、現在、法光寺三重塔「承陽塔(しょうようとう)」を国登録有形文化財にするため、作業を進めて

いるところでございます。

このほか、町の指定文化財が53件、また遺跡は、現在148ヶ所が県の遺跡地図に登録されており、開発事業から保護するため、関係機関等との協力を得ながら適切な調整を講じております。

国指定史跡聖寿寺館跡関係の発掘調査事業でございますけれども、平成5年度から平成32年度までの予定で継続しております。途中3年間の中断がありましたが、通算20年に渡り、事業費約1億3,000万円、発掘調査面積1万4,447㎡、公有化予定面積8万4,452㎡に占める割合は、17.1%となっております。

次に、史跡聖寿寺館跡本体の公有化事業についてであります。聖寿寺館跡の全体面積9万1,383㎡のうち、平成17年度から平成42年度までに神社や墓地などを除いた、土地を公有化する予定としております。

平成27年度末で3万567㎡を公有化しており、事業費は2億3,000万円、公有化予定面積に占める割合は、36.2%となっております。

次に、史跡聖寿寺館跡の整備事業についてであります。平成26年度に策定いたしました、「史跡聖寿寺館跡整備実施計画」に基づきまして、平成27年度から平成31年度までの5ケ年で史跡公園として整備することとし、平成27年度では、発掘調査で確認された倉庫・作業場と考えられる「大型竪穴建物跡」、鍛冶工房と考えられる「中型竪穴建物跡」、小型の倉庫と考えられる「小型竪穴建物跡」の3基について、それぞれ透水性樹脂舗装により遺構範囲を示し、傍らに説明板1基とサインプレート3基を設置いたしました。

平成28年度においては、史跡の情報を適切に伝える展示パネルや団体客へ史跡の概要を説明するガイダンス施設を整備することとしております。

文化関係、文化財等に関する予算でございますけれども、ここ年々右肩上がりの予算計上をしているところでございます。

次に文化財関係のソフト事業でございますけれども、歴史遺産を次世代に伝える、町内小中学生を対象とした、体験発掘・出前授業・歴史街道ウォークの「ふるさと学習事業」の開催をしてございます。

また、歴史的な魅力あふれる地域性を活かし、南部地方の歴史に関する研究者が講演する「南部ふるさと塾」と「南部学研究会」の開催もしてございます。

更に南部七踊り発祥の地とされ、後世に伝えるための七唄七踊りの「こども教室」と「全国大会」の開催。

そして、南部地方の伝統芸能「えんぶり」の保存と後継者育成のための支援などを行っている

ところでございます。

町の文化財調査、保護等に関する考え方は、川守田議員のご指摘のとおり、この貴重な文化財を保護活用することが、重要であると考え、町民憲章にも謳っておりますように、「歴史と文化を大切にうるおいのあるまちづくり」を目指し、限られた人員ではありますが、「文化財保護の意義」を広く啓蒙・普及し、事業を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくご理解もお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 教育長はいいですか。再質問はありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） ご答弁ありがとうございます。法光寺さんですとか、正寿寺さんっていうのはもう大体、そういう計画とかはあってゆるぎない地位をすでに獲得しているかと思うんですけれど。そういったことに自然と予算が付けられていくというのはこれはまた、普通に当たり前のことなんでしょうけれど。そうじゃない部分っていうのが、いっぱいあるなということにこの頃気が付くんですよ。

でその何ていうんですかね。ちょっと柳田國男を読んでいましたら、名久井岳の頂上に竜の住む池があった云々という記述をある日、見つけたんです。私ちょっとワクワクしましてですね。いろいろ調べて現地調査に行こうかなと。まだ雪が積もっている頃だったので、早く雪溶けないかと思って待っていましたら、社教の方が協力してくださって、色々資料もいただきました。「こんなに資料としてはあるんだな」というのが、ちょっと驚きでした。ちょっと竜の住んでいた池を探しに探検の旅に行ってきたんですよ。そしたら、その記憶は教育長も記憶にあられたようで「へー」ということだったんです。何か自分だけで見つけたすごいことかなと思ったら案外と皆さん知っていてちょっとがっかりしたところもあったんですけれど。そこのとりあえずその池と思われる場所は、確認できたんですけれど。下りてきたら八合目に法光寺の若和尚さんが居たったんですよ。んでちょっと話して。そしたら、今の法光寺が建つ前にその古寺があった。「ああそうなんだ」と。それでですね。何ていうんですか「夢想庵（むそうあん）」とかいうんですね。何か素敵な名前が「やあいいなあ」と思って。「夢（ゆめ）」「想（おもう）」「庵（あん）」ですね「夢想庵（むそうあん）」っていうんだそうですよ。そういったあれが、今植林して林になって自分は子どものころは何か行けたったんだけど。「今はよくよく探さないとそういうところには行けなくなっちゃったよ」とかいう話ししながら。

またその、「爺杉（じいすぎ）」っていうのが今残っておるんですが、例えば「婆杉（ばあす

ぎ)」があったと。「婆杉（ばあすぎ）」どこさあったのかなって思ったら法光寺の裏の方さあったんですね。んでそれをお父さんかお寺の言い伝えに沿ってガリガリ枯葉をあれしてみたら、跡が出てきたりするんですね。切り株の跡が。まあずいぶんと腐食も進んで「あと何年もつのかな」っていう位には傷んではいるんですけど。ただ、その直径を見るとですね、ものすごい大木だったっていうことは想像できるんですよ。何メートルくらいあるんですかね。直径3メートル、4メートル、もっとあるのかもしれませんが。そういう切り株の跡があつたりとかですね。何か自分が知らないところで色んな人が色んな伝えを記憶しておったりっていうところをちょっと垣間見た次第なんです。

ところが、例えば名久井岳の頂上の池にしても。「婆杉（ばあすぎ）」の跡にしても、せいぜい記憶として残るのは80年とか90年、100年まあせいぜい3代、3世代を過ぎてしまったら、何かそういう言い伝え自体とかその記憶自体も何か途切れるような気がするんですよ。そこで途切れてしまうと、多分、永遠に失われたものとなるわけですよ。その手がかりも非常に薄くなっていて。

ですから、そういったその50年とか100年ってすごく長いスパンに思うのかもしれませんが。例えば3世代。自分の父親、その爺様婆様の世代のあれを孫がちゃんと受け継がないとそれは途切れてしまうっていう歴史に限らず、習慣にしてみてもそういう過渡期にあるんだなっていうような気がしてならないわけです。

そういった経験をしたものですから、そのあんまり有名なことばっか追っかけるのではなくて、非常にこういう雑多な言い伝えですとか、民話ですとか、古い民謡ですとか、そういったものを改めて発掘してその南部町というラベルのもとに南部町が保存する作業っていうのをちゃんとしないとダメなんじゃないのかなと思った次第なんですよ。

ですから、そのためには大きな事業っていうのに予算がつくのは当たり前です。じゃなくて、やっぱり掘り起こす作業から予算を付けて人材をふやして、そういった考え方っていうのがもうちょっと必要な気がするんですよ。その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 今、川守田議員からご指摘のとおり、南部町には国、県、さらには町の文化財、多様、多数、多くの貴重な文化財があります。そこにだけ目が行くのではなくて、議員おっしゃるとおり、民話の件とか、また昔から伝えられている色んな伝統その他、その辺も大

切にしなければならないというふうな部分、本当にそこは理解できます。

そういうふうなことで学校教育でも発掘体験、または、これは話は別ですけども、小学生国内交流事業。南部氏の発祥の地、山梨県の子どもたちの交流事業とか。そういうふうなことを通しながら、将来を担う子どもたちにもそういうふうな歴史。更には南部の文化、文化財。これを継承していかなければならないなとそう思います。

更に貴重な文化財がたくさんある関係で、今、毎年開催しています南部ふるさと塾。これは年々、大盛況であります。これらを通しながらも、もっともっと南部町の文化財を発信していきたい。更には隔年開催しています、南部学研究会。これも大変、皆さんから期待を持たれております。こういうふうなことも通しながら、町内外、県内外にこういうふうな貴重な文化財を発信していきたいなとそう思っております。

本当に先ほど川守田議員からありましたように、その部分、流れている部分。今まで南部町を支えてきた歴史。この辺ももっともっと大切にしながら。掘り起こししながら。教育委員会としても頑張っていきたいと思いますので、今後ともご指導よろしくをお願いします。

以上であります。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問はありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 南部ふるさと塾ですか。それとか南部学研究会。大変、いい活動だと思うんですよ。ですけどもそれは、地元の研究がずいぶん進んだ結果として発表されるべきですよ。本当は。ところが、何か色んなとこの大学の教授が来て講演なさったりとかですね。なんかもっと主体になるのがもっと町であって、町のその郷土史家。郷土史家っていうのもみなさん意見が様々なので、統一したものっていうのはそれはあまりそういうふうにとまとめることはしないほうがいいのかなとも思うんですけど。

いずれにしてもやっぱりもっと地元が主体となるようなそういう情報発信というのを、していかななくてはならないんだと思うんですよ。

そのためには、地元の郷土史の研究っていう。何も中央から押し付けられたとは言いませんけれども。そういった歴史観のもとに郷土史っていうのを組み立てる必要はないわけで。また、そうじゃないので郷土史っていう価値があるわけなわけですから。

その野心的な思いを持っている人も中には居たりして、「中央の正史を塗り替えて差し上げましょう」みたいなそういった人들도居るわけじゃないですか。そういったそれは、一事例の集

積の場所として南部学研究みたいなことを進めてもらいたいと思うんですよ。

例えば、柳田國男もそうなんですけれど、宮本常一さんっていうののあれが私、結構好きで。よく読むんですけど。そうすると長い文章もあれば、非常に短い文章もあったり。ですけど、短いからって価値がないわけではなくて、読む人にとってはあれは非常に、あの頃の風習とか民族の在り方のようなものを確実にあれしているわけじゃないですか。

例えば、軽米のえんぶりの記述とかを見るとちょっとワクワクしたりするわけですよ。そういう、そういった積み重ねというのを考えると、またその町史に対して、新しくわかってきたことだとか、そういったことを毎年とはいいませんけども、3年に一遍とか、5年に一度、わかった分を小冊子として足していくような。しかるべき出版の時期を待って、1冊にするとか。そういった作業っていうのもちゃんとしていかないと、だめなんだと思うんですよ。

馬場正太郎さんの文献が南部町には無くて、八戸の図書館で探してきたりとか。そういったことになっているじゃないですか。ちょっとそういったところは今まであんまり注目もされなかったのかなと。ですけど、ないがしろにしては次の世代へというような継承というのが危うい時代だと思うので、ちょっとそういうふうな取り組みをしてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 貴重なご意見ありがとうございます。

ややもすれば大きなものに目がいきがちですけども、本当に底に流れている部分。ここを大切にしなければならないというふうな教えでございます。本当にありがとうございます。

この部分では、町にも歴史研究会というふうな組織がありまして、教育委員会もそことタイアップしながら、そういうふうな町の歴史。そういうふうな部分でも連携しながら取り組んでおりますので。研究会の方にもその辺もお話ししながら、協力をいただきながら、進めて行きたいと思いますので、またよろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） これで川守田稔君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君）　以上で一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

なお、6月8日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午前11時25分）

平成 2 8 年 6 月 8 日（水曜日）

第 6 8 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第68回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成28年6月8日（水）午前10時開議

- 第 1 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
平成27年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 第 2 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 報告第8号 専決処分した事項の報告について
工事請負契約の一部を変更する契約の締結（名久井小学校校舎大規模改修工事）
- 第 8 報告第9号 専決処分した事項の報告について
損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 9 報告第10号 平成27年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 10 報告第11号 平成27年度南部町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 11 報告第12号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 12 議案第52号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 13 議案第53号 三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 第 14 議案第54号 三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴う障害者支援施設明幸園の財産処分について
- 第 15 議案第55号 三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴う三戸郡地域生活支援センターの財産処分について
- 第 16 議案第56号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第 17 議案第57号 平成28年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 第 18 常任委員会報告
- 第 19 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件
- 第 20 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君

健康福祉課長	福田 勉 君	農林課長	東野 成人 君
商工観光交流課長	西村 久 君	建設課長	川村 正則 君
会計管理者	小山 万紀子 君	医療センター事務長	佐藤 正彦 君
老健なんぶ事務長	極 檀 藤 男 君	市場 長	中野 弘美 君
教 育 長	山田 義雄 君	学務課長	中村 貞雄 君
社会教育課長	佐々木 高弘 君	農業委員会事務局長	佐々木 大 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	中里 司	次 長	夏坂 由美子
主 査	留目 成人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第68回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第1、報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成27年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） おはようございます。

それでは、議案の1ページをお願いします。報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明します。

処分理由でございますが、地方消費税交付金、特別交付税などの収入金額の確定などに伴いまして、平成27年度南部町一般会計予算を補正する必要が生じたため、専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。平成27年度南部町一般会計補正予算（第5号）、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,437万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億3,019万円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の変更でございます。

歳出から説明をいたします。16ページをお願いいたします。2款、総務費、1項、15目、減債基金費でございますが2億4,716万7,000円を追加し、2億4,783万7,000円とするものでございます。これは、減債基金への積立金でございます。特別交付税や地方消費税交付金など歳入の決算確定により得られた財源を将来の公債費の償還に備え、基金に積み立てるものでございます。

なお、この金額を積みますと、平成27年度末で減債基金の残高は約27億7,000万円となるもの

でございます。

次に、同じく23目、地方創生加速化交付金事業費でございますが、400万円を減額するものでございます。国の補正予算に対応するべく事業申請を行いました。一部につきまして、採択されませんでしたので、減額するものでございます。

続きまして、6款、農林水産業費、1項、3目 農業振興費につきましては、4,878万8,000円を減額し8,102万4,000円とするものです。担い手確保・経営強化支援事業につきまして、こちらにも一部について補助採択されなかったことから減額するものです。

続いて、歳入を説明いたします。10ページをお願いいたします。2款、1項、1目、地方揮発油譲与税から12ページの7款、1項、1目、自動車取得税交付金まで、それぞれ増減がございますけれども、こちらにつきましては決算見込額の精査により増減調整を図ったものでございます。

次に、9款、地方交付税、1項、1目、地方交付税でございますが、1億1,971万9,000円を追加し、57億6,668万3,000円とするものでございます。これは、特別交付税の確定により計上いたしまして、最終的に平成27年度の特別交付税の確定額は5億4,165万2,000円となっており、前年度と比較しまして約190万円の減となっております。

続いて、13款、国庫支出金、2項、1目、総務費国庫補助金につきましては592万5,000円の減額でございます。地方創生加速化交付金の活用により、予定しておりました二つの事業のうち移住促進事業につきましては採択されなかったことから一部事業について減額するものです。

なお、もうひとつの買い物宅配事業につきましては、全額補助採択を受けております。

次のページをお願いいたします。14款、2項、4目、農林水産業費県補助金につきましては4,878万8,000円を減額し、6,807万2,000円とするものです。TPP対策に係る国の補正予算としまして、担い手確保・経営強化支援事業を5,310万8,000円予定しておりましたが、補助採択として認められましたのが432万円となりましたので減額するものです。

最後になりますが、6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費の変更についてご説明いたします。

2款、1項、地方創生加速化交付金事業。こちらは、先ほど歳入・歳出においてご説明いたしましたが、移住対策事業に係る予算の減額によりまして、繰越明許費も同じく減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ページは15ページの14款、県支出金、県補助金の農林水産業費県補助金の4,878万8,000円の減額ですけれども。

先ほど財政課長の方からT P Pの不採択ということで、3月の予算でも話になっていましたけれども。これについて、色々と農家の方々から聞くと、とてもこのT P Pについての国の施策があまりにも採択基準が大きすぎると。

やはり、我々は中山間地域。この今の国でやっているのは、大規模、例えば北海道とかそういう地域を見たような施策のやり方だと。そうではなくて、やはり我々のような中山間地域に合うような対策を取らないと、南部町は農業を基本とする町と言いながら、このようなことであれば、大変、我々農家。特に担い手、認定農業者の方々はとてもこの事業であればダメではないのかと。いう声が聞こえてきていますので。要望といいますか。そういうことになると思うんですけども。なかなか国がやっていることですので。即にはいかないのかもしれないけれども。

町長には、県自体でできるとか、そういうのも含めて、やはり中山間地域、我々に合ったような事業を見つけていただくことをお願いして。ちょっとお願いといいますかそういうことで、質問しました。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） この事業につきましては、私も同じ思いを持っておりまして。当初農林課の方で希望を取りまして、希望の全額、満額を申請したわけでございます。

その後、結果が出てきたのは非常に不採択の方が多いということで今、西野議員おっしゃったように、あの条件であれば本当に該当する人がもう限られた、いわゆる法人格しかできないような条件になっているということで、県民局さんを通して同じことを私も要望させていただきました。

なにせ県の方も国の要綱がそうになっているということで。ただ、大変、国会議員の政府の担当大臣等々も非常に期待感がある、何でも使えるようなそういう言い方をしてきたわけです。

しかしやはり、蓋を開けて見たらそうではない。大変、厳しかったということで。今後また県を通して、そういう声がやはり多いということは伝えていきたいと考えております。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。他にございませんか。14番、工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 6ページです。第2表の繰越明許費ですけれども。この明許費というのはぜひ必要でこういうふうにセットするわけですが。

2,883万から400万も欠いている。変更というのは書いてありますけれども、この内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。議案の16ページをお願いいたします。こちら先ほど説明しましたが歳出の項目でございますが、こちらの方に2款、総務費、1項、23目、地方創生加速化交付金事業費というのがございます。こちらの方の400万でございますが、こちらのほうが補助申請、国の補正予算に対応しまして町の方で補助申請をしたんですけれども。採択をもらえなかったということがございまして、事業を若干、縮小するということを考えまして、400万円を歳出の部分で減額したものでございまして。それに伴って、繰越明許費も400万同額を減額したものでございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。他に。11番、夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） ページは17ページになります。2款、1項、23目、同じ、工藤幸子議員の地方創生加速化交付金の事業の中の13節、委託料200万の減額。移住促進PR事業委託料。

これは残念ながら採択されなかったということですが。これについて、もし、採択されたらどういう事業内容だったのかちょっと教えてください。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。予定しておりましたのは、町の動画の作成を予定しておりました。相談会とかホームページで実施したいというふうに考えておりまして予算計上したものでございます。

ただ、こちらの方ですけれども、今、県の方の青森移住交流推進協議会の方で補助事業がござ

いまして、そちらの方に要望を出しまして、採択とはなっております。28年度の事業として、こちらの方を振り替えて実施したいというふうに考えておりました。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） PRすることは大変いいことかとは思いますが、移住をしてもらう物件というのは現実南部町にはあるものですか。それと移住をしてもらうっていうからには、その物件があるだけでなく、周りの支援とか。周りの住民の皆さんの協力とかが必要だと思わなすけれども、そういう対策ができていないように感じるんですよ。また、住民の皆さん周知されていないと思わなす。

中でPRだけが先行していくっていう、こういった矛盾なところがちょっと納得いかないっていうか、本来は順序が違わなすんじゃないかなとそういうふうと思わなすけれども。その辺の町の考え方というのはどういうふうを考えてらっしゃいますか。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。移住に関しましては、確かに物件がございません。ただ、ことしの事業としまして、お試し住宅の整備こちらの方は実施していきたいというふうに。そちらの方は、移住対策として実施していける事業なのかなというふうに考えております。

ただ、この移住促進PR事業といわしましても実際に作成するとなるとやはり、町のPR。例えば「町はこういうところですよ」というようなPR動画になるのかなと。あくまでもそういうふうな南部町を紹介する動画というふうに認識してもらえればいいのかなというふうに考えておりました。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） すみません何回も。さっき言ったのはそういう町の紹介はいいんです。それはいいんですけれども。やっぱり今、医師住宅改修して移住っていう計画がありますけれども、その移住されてくる方はいいんですけど。その周りの地域の方のやっぱり協力とか受け入れ

態勢ですね。そういったところはソフトの部分でちゃんとしておかないと、来たはいいがそれこそ、来た人たちは孤立してしまうような形っていうのがあれば、やっぱりちょっとかわいそうだなと。やっぱり地域で移住者を支えるようなスタイル、ソフトの部分での対策が必要だと思うんですけれども、町長何かありましたらよろしく。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 前に谷中さんというご夫婦が夏場3カ月、そして冬1か月、トータルで4カ月間、ご夫婦で滞在したことがございました。

そういう時に、町のイベントなんかに招待したり、積極的にその方々も色々この地域を歩いたりする方でもございました。

ですから、お試し体験の住宅にしても地域の方々、あそこは広場町内会さんになるでしょうか。そういう方々としっかりと連携をしながら、やはり地域でもって迎えるといいますか。そういうのは、非常にそこが大事だろうなと。そういうやはり親しみやすい南部町だなというふうに感じれば、その後また滞在、移住してもらえるとというふうに繋がっていくと思っていますので。ソフトそして、議員もおっしゃっていたように受け皿をちゃんとした中でPRもしていかないと。「お試ししてよかった」じゃあどこに住むところを探したいといった時には「物件ありませんよ」というのだったら、これはやっぱり繋がっていかないとしますので、地域でしっかりと受け皿を持ちながら、そしてまた今後、お試し体験。そして、物件も同時に進めて行くべきだなと思っています。

○議長（馬場又彦君） 16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 先ほどの担い手確保経営強化支援事業について、一つお伺いしたいのですが。先ほど西野議員が質問なさったことっていうのは、私はそういう視点がなかったものですからちょっと参考になったんですけれど。ですけれど、そもそも今、前回も申したかと思うんですけれど、今、何ゆえにTPP対策でもって担い手事業をしにやなんのかと。そもそもが、そういったところに疑問を持つわけですよ。

TPPに対しては、もっと極端に言えば「国際競争力を持つことである」とかですね。それと同時に「国内競争力を持つ」という視線が必要なんだと思うんですよ。

その「担い手がどうのこうの」というのは、それ以前の、はるか以前の問題であって。そう思いますよね西野さんね。その担い手確保をできればT P Pに対応できるというようなものの考え方自体がちょっと「国がピントずれているんでしょ」っていう思いがするわけですね。

ただ、町の施策としては国の予算を受けて展開するという基本的なところがあるわけですから、それはそれで仕方がないと思うんですけど。

ところが、「そもそも何でその担い手がいなくなったのよ」というと、魅力がないからじゃないですか。それは、農業っていう職業が非常に体力的に大変だっていう面もあるでしょうし、収入の面もあるでしょうし。もっと突き詰めていけば、今時の若い者の価値観に合っているかどうかというような色んな要素があると思うんですけど。今さらこうやって「T P P、ああ大変だ大変だ」って騒ぐ以前に、やはり根本的な問題を解決するっていうことに目を向けるべきだと思うんですけど、どのようにお考えですか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） この担い手確保事業でございますが、T P Pに関連しての事業ということで国の方から来ています。項目が担い手確保、事業内容が確か、機械等の購入が確か主になっていたと思います。

ただ、川守田議員もお話ししていたように、国から来て、我々もそれに対して希望を取った。実際、希望取ったものを全て予算計上して、まず、希望した方々には採択になってもらえればなと思ったら、不採択がほとんどであったということになったわけですが。

我々の思っている部分と国が机上論で思っていることとの違いは大きくあるなと思っております。ですから、私どもも県民局の方にも先ほど「やはり色々な声を聞くと実際、条件が厳しい」ということ。そういうことも伝えておりますので。議員さん方も色々な国会議員の先生方ともお会いする機会が多いと思いますし、県の方にも会う機会が多いと思いますので、そういう部分を私どもも伝えていきますし、ぜひ、現状にあったといいますか、実際その地域農業に取り組んでいる方々、そういう部分の意見をしっかり聞いて、やはり国が進むべきではないのかなと思っております。これからも、今、議員の皆さんからもご意見があったようなことはまたしっかり伝えながら今後、色々なまた事業もあると思います。新規。そういう部分に、活かしてもらえるようにまた努力してまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） そういうふうな視点を持って考えてもらいたいなと常々考えていたわけですよ。国は国の事情で。ですけれども必ずしも地方の事情と整合性がない場合の方が多いじゃないですか。なんとなく。ある場合もあるのかもしれませんが。

結局そういうもんなんだっていうふうな視点に立って、やっぱり地方自治体というものの独自の視線というのを作ることが大切だと思うんですよ。

結局、ちょっと余談になるのかもしれませんが。例えば、6次化、農業の6次化のことをあれしても、結局は6次化を企画するのはどういう人達かという。2次産業の人だったり、3次産業の人だったり、また、大学教授、大学の研究室であつたりとかっていうような、そういったことが主体となることってすごく目につくんですね。結局は一番しわ寄せを食うのは1次生産者であって、本来であれば1次生産者のための施策でなくてはならないはずなんですけれども。結果やってみると、本末転倒の状況が作り出されるということはよく見ます。

それは何でそういうことを言うのかというと、先ほど言いました担い手として魅力がない。収入の面として考えますといかに1次産業の人たちの収入を上げるかということが一つのファクターになるはずなんです。そういう面から考えますとやはり、国の事業では機械化とかどうかっていうそういったことを。それは、農業に対する労働力の体力的な解決策なのかもしれませんが。収入っていうことになると思いますね、やはり地域地域の流通のことをちゃんと踏まえて。流通のことをアレンジメントして考えるような行政の視点というのが必要だと思うんですね。私はそれは行政の仕事だと思うんですけれど、決してあまり民間に委託して行うようなことではないと思うんですけれども。そういったことが解決すればTPPに対してどういう対応をするかというビジョンが多分、生まれるんだと思いますし。少子化ですとか農家の嫁問題というのは、ある程度解決ささっていいくんじゃないかなと思ったりする次第なんです。意見としてお聞きとどめいただきたいと思います。以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに。7番、山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今の16ページの農業振興費の件であります、実際にどの程度の応募の申し込みの金額があつたのかと。今色々皆さん、西野議員また川守田議員がおっしゃるとおり。ただやっぱり、農家の人たちも変わっていかなければならないのではないかと。この補助金をも

らうような法人組織をこれから作っていかないと、どんどん国の施策っていうのはそういう方向になっていくと思うので、そういう法人化に対する町も色々な努力をしないといけないんじゃないかなと思うんですけど、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 山田賢司議員にお答え申し上げます。

今の担い手の要望の結果ですが、28年の1月20日、21日と農家の方々から要望をまとめまして、2法人と14農家の方から事業費ベースで1億622万5,000円の要望額がございました。それで、国の方から採択になったのが、2法人の事業費ベースで3,742万円になっております。

このうち1法人が単年度事業ということで3月31日まで事業を完了しなければならないということだったんですが、資金調達が困難なため事業を取り下げております。以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第2号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第2号は原案のとおり承認されました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第2、報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） それでは全員協議会の方で使用しました、説明資料をもとにご説明させていただきますのでよろしくお願いします。

説明資料の方の1ページをお開き願います。

報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

趣旨でございますが、厚生労働大臣告示の題名の改正に伴い、専決処分しました南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を報告し承認を求めるものでございます。

改正の概要でございますけども、専決年月日は平成28年3月31日で、南部町病院事業の設置等に関する条例第9条第1項第2号中、「厚生労働大臣の定める評価療養」の次に「患者申出療養」を加えるものでございます。

患者申出療養とは、難病やがん患者などの申出により、未承認薬等の使用や先進的な医療について、国において有効性や安全性などを確認し、迅速に受けられるようにするもので、承認された場合でも、保険適用外のため全額自己負担となるものでございます。

施行日は、平成28年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 患者申出療養ですか。これは例えば、最近話題の例えば肺がんによく効くっていうその何ですか。オプジーボとかですね、ああいったものも病院で使用してもらえるってことになるわけですか。例えば、今現在ですと丸山ワクチンなどは注射してくださる先生もいれば拒否なさる先生もいるような状況のようなんですけれども。そういったものまでもちゃんと全部対応しますよっていう内容になるんですか。

○議長（馬場又彦君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） お答えいたします。今まで使用してやはり未承認のワクチンとか薬もございます。そういった場合でも今までは限定、疾病に対して限られた病名の場合は「使ってもいいよ」というようなことで、それらについては評価療養ということになっております。

それで患者申出療養は、その今まで適用されていない病名の方等に「使用したい」という場合は、患者さん本人がそれを相談して、それを国の方で認めた場合、承認された場合はそれを使用できるということになります。あくまでも患者の申し出で保険適用外なので混合診療とはまたちょっと別なんですけれども。国で認めることによって「混合診療ではないよ」ということになります。ですので、保険部分と自費部分と一緒に会計できるというシステムでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） そうすると、今まで例えば丸山ワクチンも未承認の治療薬じゃないですか。それに例えば難病あつかいのあれがありますね。例えばこの頃の話題でいえばALSですか。ああいったのは難病として実際に治療に向き合えるかどうかっていうことは別なんだろうけれども。ある意味、人体実験的に治療することを了承してもらってやっているような治療というのがありますよね。

そういうのとはまた別なわけですか。この件に関しては。まったく別なんですか。新しく、例えば「新薬が出ました」というようなそのカテゴリーにあるわけですか。

○議長（馬場又彦君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） 今まで使っているものも国で承認したものについては、病名等が全て限られているはずなんですよ。

なので今の場合は、限られていない患者さんが、その患者から申し出たときになります。（「その限られていないのが」の声あり）病名とかは国で定めた病名とか以外の人。なのでがんとか難病とか重度な疾病を持っている方になります。がんとか難病の方だけではなくてですね。それ以外の方の患者さんも対象になるということになるので。なので今まで国で認めていない部分につ

いても申請して承認できれば使えるというようになります。でよろしいでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） その辺はまあ6割位わかりました。後でちゃんと教えてもらいたいのですけど。そういうふうなことになる与实际、その病院のお医者さんですとかスタッフだとかその機材だとかですね。まあ機材は関係あるかどうかわかりませんが。そういった人材だとかそういった面でついていけるんですか。大丈夫なんですか。

○議長（馬場又彦君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） それに関しては限られた医療機関でしかできないということになると思います。

あと、未承認の薬とかについては、薬さえ認められれば手に入ればできることとなりますけども。治療ですね。専門的な治療になるとやはり限られた病院でしかできないということになると思います。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） そうすると名川病院というのはどういうポジションになるんですか。限られた病院っていいですね。その限られた病院になるわけですか。（「いいえ」の声あり）そうじゃないんですか。ああそういうことですか。後で詳しく教えてください。

○議長（馬場又彦君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第3号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第3号は原案のとおり承認されました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第3、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは報告第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料の方は説明資料の2ページをお開き願いたいと思います。趣旨でございますが、不服審査法の施行に伴い、専決処分した行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を報告し、承認を求めるものでございます。

改正の概要でございますが、専決年月日が平成28年3月31日。一部改正の概要ですが、平成28年4月1日からの行政不服審査法の施行に伴い、平成28年3月31日付け総務省からの通知を受けまして、南部町固定資産評価審査委員会条例改正箇所を適用する審査の申出について、附則において固定資産等の価格の公示日等を平成28年4月1日以後とするなど、既定の基準日、経過措置の明確を図るため、字句の整備等、一部を改正するものでございます。

施行日は平成28年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第4号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第4号は原案のとおり承認されました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続きまして日程第4、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それでは3ページをご覧いただきたいと思います。

報告第5号、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

主な改正内容といたしましては、地方税法等の一部改正に伴いまして、専決処分した南部町町税条例の一部を改正するものでございます。それにつきまして報告させていただきまして、承認を求めるというふうなことになります。よろしくお願いいたします。

専決年月日は平成28年3月31日であります。内容といたしましては、町税等の一部改正でございますが、軽自動車税関係では、新たに、新車、中古車を問わず購入価格に対して燃費基準に応じて、非課税から1ないし2パーセントを課税する「環境性能割」を設け、当分の間県が徴収し、市町村に交付するものでございます。

次に、従来の軽自動車税の名称を「種別割」に改めまして、原動機付自転車等の税率について、平成28年度より新税率を適用するものでございます。

また、軽三輪、軽四輪以上につきましては、新規検査年月によりまして、旧税率、新税率、重課税率のそれぞれの税率が適用されることとなります。

そして、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものに対しまして、平成28年度分の軽自動車税に限りグリーン化特例が適用されるというふうな改正でございます。

(2)、(3)につきましてはの表に示したものが、下段の軽自動車税税額一覧表でございます。この表に基づきまして、ご覧いただければご理解いただけるものと存じます。3ページから4ページにわたりましてこの表があります。それで、旧税率、新税率、重課税額、それからグリーン化特例の説明も明記させていただいております。

その他、住民税、固定資産税及びたばこ税の法律改正に伴う所要の改正を行うものでございます。施行日につきましては平成28年4月1日でございます。

以上、報告いたしまして専決処分いたしました南部町町税条例等の一部を改正する条例について議会の承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第5号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第5号は原案のとおり承認されました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君）　続まして日程第5、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（西村幸作君）　それでは、5ページをお願いいたします。報告第6号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

主な改正内容といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、専決処分した南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を報告し、承認を求めるものでございます。

専決年月日は、平成28年3月31日であります。

主な内容でございますが、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げであります。医療費給付費分につきましては、改正前52万円から改正後54万円の2万円の増。それから後期高齢者支援金分につきましては17万円から19万円の増、2万円の増となります。それから介護納付金分につきましては据え置きと。合計でございますが改正前85万円から89万円の改正となりまして、これが限度額の最高額となります。

2つ目といたしましては、国民健康保険税の軽減対象の拡充であります。まず5割軽減につきましては、改正前は「基準額33万円＋26万円×被保険者数」であったものが改正後「基準額33万円＋26万5,000円×被保険者数」と5,000円の増というふうな形になります。

それから2割軽減でございますが改正前「基準額33万円＋47万円×被保険者数」が「基準額33万円＋48万円×被保険者数」1万円の増というふうな形になります。

施行日につきましては、平成28年4月1日でございます。

以上、報告いたしまして専決処分した南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして議会の承認を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第6号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

報告第6号は原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続きまして日程第6、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(西村幸作君) それでは6ページをお開きいただきます。

報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

主な改正内容といたしましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴いまして、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正するものでございます。これにつきまして承認を求めるというふうな内容でございます。

専決年月日につきましては平成28年3月31日であります。

改正部分につきましては、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意の適用期限を、平成28年3月31日から平成29年3月31日まで延長するものであります。

施行日につきましては、平成28年4月1日でございます。

参考といたしまして、下段のコメ印に書いてございますが、課税免除内容については変更がありません。それから、過去におきまして町内で該当した事業所はありません。

以上、報告いたしまして、専決処分いたしました南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第7号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第7号は原案のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 日程第7、報告第8号、専決処分した事項の報告について、工事請負契

約の一部を変更する契約の締結（名久井小学校校舎大規模改修工事）を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 報告第8号、全員協議会の資料に基づきまして説明をいたします。
7ページをお開き願います。

専決処分した事項の報告について、工事請負契約の一部を変更する契約の締結（名久井小学校校舎大規模改修工事）についてご説明申し上げます。

要旨、工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

内容でございます。専決年月日、平成28年4月11日でございます。工事名、名久井小学校校舎大規模改修工事。工事場所、町立名久井小学校でございます。契約の相手方、株式会社松本工務店。変更前請負代金は2億6,632万8,000円でございます。追加請負代金は1,196万6,400円でございます。

変更の内容でございますが大きくは3つでございます。

一つ目は、接続廊下の床解体及び新設でございます。名久井小学校の北棟と南棟を結ぶ2階の部分ですが、接続廊下にたるみがあり、緊急避難時など生徒が接続廊下に集中した場合、落下の恐れがあるということで、解体し、新設をするものでございます。

二つ目は、教室床の既存材を撤去し、下地調整後に新規施工するものです。教室床のたるみが著しく、そのままにフローリング加工しても空洞によりフローリングが定着しないため、下地調整をして床材を張り替えるものでございます。

三つ目は、手洗い流し場の設置でございます。名久井小学校には子供たちの手洗い場が1階に2カ所、2階に1カ所、計3カ所ございます。手洗い場の水が流れないため、ゆがみを調整する工事を行う予定でしたが、ステンレスの下地が傷んでおり、更に水道の高さ、奥行きに調整が必要であることにより、既存の手洗い場を解体し、新設をするものでございます。

以上、三つの事柄により、今回の工事請負契約の一部を変更する契約の締結について議会に報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第8号を終わります。

.....

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 続きまして日程第8、報告第9号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 報告第9号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてご説明いたします。

説明資料の8ページをお開き願います。要旨でございますが、物損事故の損害賠償の額を定め和解したことについて、規定により平成28年4月28日に専決処分したので、地方自治法の規定により報告するものでございます。

内容でございますが、専決年月日は平成28年4月28日。日時が平成28年3月30日、午前11時50分頃。場所は南部町内。相手方は南部町に所在する業者でございます。過失割合は、損害賠償金として相手方の損害の内の100パーセントの負担でございます。損害賠償額は16万2,000円。示談日は平成28年4月25日でございます。

事故内容でございますが、屯所建て替えのため仮車庫としてお借りしていた倉庫において、団員が車両入庫の際、切り返しのため倉庫から車両を右前方に前進したところ、車両左側面を倉庫電動シャッター用柱に接触させたものでございます。

なお、損害賠償については、全国自治協会青森県町村自動車共済保険にて対応してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、根市勲君。

○13番（根市勲君） 毎回、事故の件なんだけども議会のたびに事故が発生しているようですか

ら、もう少し自治体の方で管理をきつくしてもらえればとそのように思っております。以上です。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） その点は注意してまたやっていきますのでよろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） ほかに、質疑はございませんか。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 今、根市勲議員がちょっと話したんですけども。ある町民から聞いたんですけども。この今の報告書とはちょっと相容れるところがあると思うんですけども。

里バスが結構、車に傷が付いているとかへこんでいるのが見えると。これは委託している。南部バスさんに委託していると思うんですけども。

やはり、バスですので、お客さんを乗せているものですので、そういう報告があるかどうかわからないのんですけども。ある方が見て、「ああいうふうなプロの方々がああいうことでいいのか」とちょっと私に言った経緯があるので、やはり、担当課の方で十分、その辺は注意して見たほうが良いと思います。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 以前もそういうお話を伺ったことがございますので、委託業者であります南部バスの方とお話ししまして、里バスにつきましては町のバスでございますので、もし事故等、こすったりした場合は速やかに報告してもらい、町の方で対処するという事で話はしております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに、質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第10号を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

(午前11時00分)

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 日程第9、報告第10号、平成27年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは、議案の方の97ページをお願いいたします。

報告第10号、平成27年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について。報告理由でございますが、平成27年度南部町一般会計予算の情報化推進事業、地方創生加速化交付金事業、臨時福祉給付金交付事業、子どものための教育・保育事業、学校施設環境改善交付金事業の事業費の繰り越しについて繰越計算書をもって報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。繰越明許費につきましては、これまでの各補正予算に計上されまして、議決をいただいております。この繰越計算書は繰越事業名並びに翌年度繰越額を最終的に取りまとめまして報告するものでございます

2款、1項、情報化推進事業でございますが、翌年度繰越額は3,410万2,000円となっております。国の補正予算に伴いまして実施いたします、基幹システムのセキュリティ強化対策事業となっております。

同じく事業名、地方創生加速化交付金事業でございますが、総合戦略に係る事業としまして、買物宅配事業などとしまして、2,483万円としております。

3款、1項、臨時福祉給付金交付事業は、低所得の高齢者向け給付金及び事務費を含めまして1億547万7,000円でございます。

同じく2項、子どものための教育・保育事業につきましては、保育料算定システム導入事業として486万円でございます。以上の4事業につきましては、国の補正予算に伴いまして実施する

ものでございます。

次の10款、2項、学校施設環境改善交付金事業は、名久井小学校校舎長寿命化事業として、1億8,697万円でございます。

平成27年度一般会計の繰越明許費の翌年度繰越額総額は3億5,623万9,000円となっております。なお、財源内訳に関しましては、その右側の表に記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第10号を終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 日程第10、報告第11号、平成27年度南部町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案の101ページをお願いします。報告第11号、平成27年度南部町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが。報告理由でございますが、平成27年度南部町介護保険特別会計予算の地域医療介護総合確保基金補助金の事業費の繰り越しについて、繰越計算書をもって報告するものでございます。

103ページをお願いします。繰越明許費につきましては、去る3月定例会への補正予算に計上し、議決されておりますが、この繰越計算書は繰越事業名並びに翌年度繰越額を最終的に取りまとめて報告するものでございます。

1款1項「地域医療介護総合確保基金補助金」でございますが、翌年度繰越額は6,400万円で、その財源内訳としては、国県支出金、具体的には全額県支出金となります。国県支出金6,400万円となっております。

この事業は、県の地域医療介護総合確保基金からの補助金を活用しまして、認知症対応型共同生活介護いわゆる「グループホーム」の施設整備に必要な経費につきまして、整備する民間の事業者に対して補助するもので、補助基準額は1施設3,200万円となっておりまして、2施設分の6,400万円の繰越額となっております。

以上で、報告第11号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第11号を終わります。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 続きまして日程第11、報告第12号、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村久君） 提出議案の105ページをお開き願います。

報告第12号、平成27年度一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について、ご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出し、経営状況について、地方自治法施行令第173条第1項に規定された書類をもって議会に報告するものです。

最初に、施設利用者の状況について、ご説明いたします。お手元の資料の5ページをお開き願います。

「バーデハウスふくち」の利用者数についての状況ですが、21万1,889人で、平成26年度に比べまして6,225人の増となっております。

この増の理由につきましては、27年度の天候が良好であったことと、平成26年から27年度にか

けましてテレビ、新聞等により夏向けのコマーシャルを実施したこと。そして、小さい子どもたち園児に対しましては、お帰りの際、次回の半数券を出しまして、リピーターをふやしたことに
より入場者がふえたものでございます。

収入は1億3,056万5,000円、支出は1億2,818万9,000円となり、差し引きでは237万6,000円の
収入となりました。

同じく5ページ下段ですが、「アヴァンセふくち」の利用宿泊者数は5,109人で、平成26年度
と比較しまして56人の減となっております。

6ページの収支の状況をご覧ください。

収入は2,757万6,000円、支出は2,621万円となり、差引きでは136万6,000円の収入でございま
す。

同じく6ページですが「ふくち屋外プール」の利用者は1,274人で、平成26年度との比較では、
104人の増となっております。

収入では365万8,000円、7ページの支出については362万3,000円となり、差し引きで3万5,000円
の収入となっております。

同じ7ページですが「ふくちアイスアリーナ」の平成27年度の利用者は3万9,942人で、26年
度との比較では1,655人の増となっております。

8ページをお願いいたします。「ふくちアイスアリーナ」の収入は4,395万4,000円、支出は4,390万
9,000円となりました。差し引きで4万5,000円の収入で、昨年とほぼ同額と考えております。

同じ8ページですが、最後にレストランの経営状況について説明いたします。レストラン飲食
の提供者数は1万6,141人で、平成27年度との比較では1,080人の増となりました。

収入についてですが、収入は4,598万4,000円、支出は4,201万5,000円となり、差し引きで396万
9,000円の収入となっております。平成26年度と大体同じ程度と考えてございます。

13ページをお開き願います。施設別収支状況を示しておりますが、収入の合計欄に2億5,173万
7,000円、下段の方になりますが2行目、支出の合計に2億4,394万6,000円とあります。差し引
きで779万1,000円の収入となっております。

9ページから13ページに第24期決算報告書、そして14ページから17ページには、参考資料を添
付しております。

内容につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上で、南部町健康増進公社の経営状況についての説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。10番、工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） 町から指定管理を指定して、管理委託料という形でバーデの方をお願いしているわけですが私も監査を務めまして五、六年経ちますが、各理事会、評議員会の中では少しかういった話をする場がなかったものですから改めて、この場でお話をさせていただきますが。

この管理委託料でございますが、中身について。委託料の額については、自由な使い道を選択できるものでしょうか。それとも、額の中でも使う、使用用途を伺わなければならないような使いみちにされているのかまずお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村久君） ご質問にお答え申し上げます。

種類につきましては、全て項目を上げて合計しておりまして、平成27年度につきましては町からの委託料を8,250万円と当初考えてございました。

これは26年度の参考からでている数字でございますけれども。平成27年度には、電気料そしてA重油の価格が下がりました1,570万程の返還を求めています。

ですので、電気とA重油につきましてはそのような形で金額を定めていますが、あとそれ以外の各項目につきましても全て積み上げで計算しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） いわゆるこれまで、最初に監査をしていた時は、大分数字が良くなかったわけですよ。もちろん指定されている額も膨大な数字になったのは議会に報告があったとおり、皆様ご存知のとおりだと思います。

中身を監査していきますと大分その無駄な使用があったと私は認め、大分注意をしました。ある物件を買うために弘前、盛岡、仙台まで出かけて行って買った事例もありました。「なぜそこまで行って買わなきゃならないのか」と「必ずそこでなければ売っているものじゃなかったのか」というかなりそういったもろもろを追求しまして訂正していただきまして、農産物であれば地産地消地元の農産物を使うあるいは、物品であっても町内に業者さんがいるわけですから、そうい

ったものをできるだけ使用して、無いものに関しては近隣、八戸等々に発注してもいいんじゃないか。

その努力が実ったものか、職員の努力、専務さんの努力、様々な努力が講じて大分、数字が良くなってきたなと私は認識しております。

しかし、この指定管理料内で買い物をするものが制限されているというように私は感じるんですね。これはあったとおり数字の、仮にアヴァンセの宿泊利用者、主な大会合宿等々のアイスホッケー部この団体、19団体が利用しているわけですが、リンクが無ければアヴァンセに泊まる予定ではない団体なわけですね。

そうしてまた、レストランも利用する。レストランの状況もだいぶ良くなってきましたし、この一番驚いたのは、私は家族で宿泊したことがある。一度、監事になってからですけど。どういった感じなのかなと。とても立派なといいますか、ではない大分古い建物だなというような認識をしましたが。近年、アイスホッケー部なる青年たちが宿泊しているわけですが、トイレの状況も旧式のトイレといいますか。今時では「ウォシュレット」とかというものも大分整備されている宿泊施設、また各ご家庭もそういうふうに改修しているとは思いますが。その事業の時も「なぜやらない、やった方がいいんだ」というふうなお話を進めていきましたが、「予算は上から決められているので」というふうなお話があったりとかもしました。「それではだめだ」と「せっかく宿泊して練習してきている方々に快適な宿泊環境を提供するべきだ」というふうなお話をしながら。その部分についてはトイレは改修を終了したというふうにして報告を受けました。まだまだクロスの改善ですとか、様々な方面があるとは思いますが。その自由に使えるお金というのは預けることができないものなのではないでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） まず、先ほどの指定管理の対象ということについてお答えを申し上げます。全てではないんです。運営していくうえで必要な部分というので先ほど課長が申し上げました燃料費、それから電気料、修繕料、これは軽微なものでありますけれども。それから薬剤費とかそういう部分であります。

人件費につきましては、基本的には「向こうの方から負担していただきますよ」ということにございます。

それから先ほど、これまで何年か前に遠くから物を買ったりしているのが実際、ございました。

それもこちらの方で指摘をして「地元のものを使うように」それから「地元にない場合には、八戸に、近くにあるからわざわざ遠くから買わなくてもいい」ということを指示しておりましたので、その部分は改善してございます。

それから、収入増につながった部分についてであります、一つは料理の部分が収入増に入ってきたこと。そして、次はこちらの方では臨むところはプールゾーンであります。せっかくあそこを動かすには色々な機械を使っている。そうすると、お客さんがふえることによって収入が入ってくるということで「そちらの方に力を入れるように」というお話もしておりました。

それだけじゃなくて、恐らく「今、景気が若干良くなっているのかな」というのを少し感じております。職員の方から一生懸命努力してもらうこととそれから「今、景気が良くなってきたら、それに合わせてどんどんお客様を取り込めるように努力していきましょう」とうことに努めておりました。

さっき天気がどうのこうのというお話がありましたけども、天候の影響も受けます。社会の情勢の影響も受けます。それから、消費税の関係がこれからの話になりますけれども。タイミングが悪く出てきますとそういう影響も受けますので「なるべく影響を小さくしていくように」ということで一所懸命、みんなでやっていきたいなと思っておりますし。評議員会それから理事会でも「ご指導いただきながら進めて行きたい」ということもお話を申し上げておりますので、これから一生懸命頑張りたいと思っております。以上であります。

○議長（馬場又彦君） 工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） 前向きなお話しありがとうございました。

古い建物でございますので、修繕なるものはどんどん出てくるように感じますので、その点についてもスムーズな対応をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（馬場又彦君） 9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 我々、私も議員になってここの施設そのものは「町民の健康増進、第一目的だ」とそういう形で説明された施設だというふうに聞いておりました。

ただこの内容を見ますと「アヴァンセふくち」も利用されている合宿その他、町外ですね。町外。それから、アイスアリーナこれも大会等で町内の方は恐らく何割かだろうと思われま

ですからその辺が趣旨をもう一度、町民の健康増進ということであればせつかく何千万という指定管理者という料金を払っています。

それで収支もさっき事務局の方では「収入がありました」という報告あったでしょ。収入じゃないんです。これは指定管理料が入ってのことですから。これがなければ当然マイナスという出てくる数字です。ですからその辺をもう一度、検討してみる必要があるだろうと思います。

それから、アイスアリーナ特に何年か後には八戸にホッケー場ができます。市営っていいですか。これは恐らく、町民それから今使っている団体もそういう設備があれば、合宿場その他を利用するのが相当動くだろうと私は想定しています。その辺の検討もですねこれからやっていかなければならないだろうと思います。

それからもう一つちょっと気になったのがですね。さっき「アヴァンセふくち」利用者の増になりましたっていう報告あったんですけども。特に高齢者の温泉利用者がぐんと減っていますよね。ここ1年、去年から比べて減っています。その前はまた減っている。それから巡回バス利用者也減っているんですよ。これは何が原因かこれをまとめる中で検討しましたか。何でここまで減ったか。バスの利用者也減っているし、高齢者というのは恐らく利用券を配布してやった方が別にこれ集計したのかと思いますけれども。その辺がここまで減るということは。まあいっつも使っている人が亡くなったという理由もあるのかもしれませんが。その辺はどこまで検討されたのかお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） お答えを申し上げます。

まず、利用者の状況についてであります。今苦しんでいるところは宿泊施設のところでございます。確かに過去の例をみますと収入支出、今年度は、27年度はギリギリのところではありましたがけれども過去においては苦しんできておりますので。

ただ、宿泊となりますと町内の方々は近くですから宿泊してまでの利用というのは限られていると。どうしても遠くからとなりますので、やはりネットを通じたり、色々な宣伝をしながら取り込みをしていかなければならないと思っておりますので。ここは町内の方には割引をして、なるべく泊まってもらうというシステムはとってございますが限りがあると思います。

それから、お風呂の高齢者の利用状況であります。現に減ってきているのは事実であります。対象者がふえていって、本来であればもっと利用してもらいたいという気があるんですが。理由

の方はちょっと検討してみたんですけれども。実は、町内の方から「本人が使っていないのではないか」というお話があって、そちらの方のやり方については少し、厳しい対応をしてございました。券を持ってきたときに離して渡してもらうのじゃなくて、そのまま窓口を持ってきてもらって、その方を確認して受け付けをするということをとっておりましたので。といいますと代わりの方が今まで使っていたかもしれないという部分が含まれるわけでありますけれども。適正な使い方、要は高齢者の方が健康で長生きをしていただくという意味合いがあるものですから。それはそれで適正なやり方をしている。その影響が少し出ているのかなと思います。

ただ、それ以外にもあるかもしれませんので、もう少し時間を見てまた28年度はどういう結果になるか検討してみたいと思っております。

以上であります。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 交流人口をふやすという意味では町外の方を泊めてもらうというこれは一つの策ですから、いいことはいいんですけれど。ただ、町民の健康増進のために指定管理料を今までどんどん払って、増額してでも認めてきた経緯があるものですから。その辺はさっき工藤議員も言っていましたけれども、無駄な金は使わないということでやっていくのが基本だと思います。

それから、バスの利用もこれだけ減るってことは。バスはチケットじゃないですよ。何か原因がどこまでその辺のところの調査をしましたか。去年1,899人っていうのが今年度報告は1,400人っていう報告になっていますよね。何百人減っているバスの利用者。それだけ必要ないコースになってきたのか。その辺のところはどこまで検討されました。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 今手元に詳しい数字がないんですけれども、高齢者の利用状況を考え併せますと近くの方が多くなります。福地地区の方が多く、次は名川地区。南部地区の方が順に少なくなっていっております。ということは、どうしてもバスの利用者の方が少なくなっているという状況でありますので、これにつきましても今年度もう少し調査をしてみたいなと思っております。以上です。

○議長（馬場又彦君） 7番、山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 5ページの（9）の利用状況の中で利用者数が21万1,889名。前年度よりも相当数ふえているような気がするんですね。

この収支の収入が1億3,565万円減っているんですよ。利用者が多くなって収入が減るというのは何か料金を安くしたとかそういうのがあるんでしょうか。

○議長（馬場又彦君） （「はい議長」の声あり）はい。

○7番（山田賢司君） わからなければ後ですみませんが教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑ありませんか。6番 西野耕太郎君

○6番（西野耕太郎君） 逆に私13ページにまたお願いしたいんですけれども。支出の事業経費の勉強不足かどうかわからないのですけれども委託料のバーデハウスからいって最後に2,708万3,000円の委託料があるのですけれども。この委託料というのは何の委託料になっているのかちょっとわかたら教えていただきたいです。

バーデハウス2,000万2,000円、アヴンセ448万3,000円、屋外プール10万6,000円、アイスアリーナ235万9,000円、レストラン13万3,000円、合計で2,703万3,000円の委託料が支払われているんだけれども、この委託料は何なのかということです。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村久君） ご説明申し上げます。浴槽の点検料などが含まれている金額でございます。レジオネラとかのそういう調査費用が入っているところでございます。以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第12号を終わります。

.....

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続きまして日程第12、議案第52号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは議員全員協議会での説明資料で説明申し上げます。説明資料の9ページをお開きください。

議案第52号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが。まず、この条例は、いわゆる学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定めている条例でございます。この一部を改正するものでございます。

趣旨としましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い字句の追加をするため、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴う字句の追加でございます。学校教育法が改正され、義務教育学校、いわゆる小中一貫校が創設されたため、義務教育学校を加えるものでございます。

具体的には、3番の新旧対照表をご覧ください。第10条は職員に関する規定を定めている条項でございますが、第10条第3項第4号中に「義務教育学校」の字句を追加しまして、放課後児童支援員の資格につきまして、義務教育学校の教諭の資格を追加するものでございます。

施行日は、公布の日からで、平成28年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第52号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号から議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第13、議案第53号、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、日程第14、議案第54号、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴う障害者支援施設明幸園の財産処分について、日程第15、議案第55号、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴う三戸郡地域生活支援センターの財産処分についての議案3件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第53号から議案第55号の議案3件は一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 説明資料の10ページをお開きください。

議案第53号、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてでございますが、まず、趣旨としましては、三戸郡福祉事務組合が設置運営する「障害者支援施設明幸園」

及び「三戸郡地域生活支援センター」を平成29年4月1日に民間移譲することに伴いまして、地方自治法の規定に基づき、三戸郡福祉事務組合規約を一部変更するものでございます。

内容といたしましては、一点目として、三戸郡福祉事務組合で共同処理する事務について、障害者支援施設明幸園の設置及び管理運営に関する事務と三戸郡地域生活支援センターの設置及び管理運営に関する事務を削除するものでございます。

二点目として、三戸郡福祉事務組合の解散に伴う事務の継承について、組合市町村が議会の議決を経てする協議をもって定めるを追加するものでございます。

具体的には、3の新旧対照表をご覧ください。

第3条は、組合の共同処理する事務を規定している条項でございますが、変更前の障害者支援施設明幸園に関する事項及び三戸郡地域生活支援センターに関する事項を削除し、変更後は、障害者支援施設やまばと寮の設置及び管理運営に関する事務の1事務のみとするものでございます。

また、解散に伴う事務の継承については、組合市町村が議会の議決を経てする協議をもって定めるとし、第10条として新規に追加するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日でございます。

続きまして、資料の11ページをお開きください。

議案第54号、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴う障害者支援施設明幸園の財産処分についてでございますが。まず、趣旨としましては、三戸郡福祉事務組合が設置運営する障害者支援施設明幸園の廃止に伴う財産処分について、地方自治法の規定に基づきまして組合市町村と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、まず、処分する財産でございますが、障害者支援施設明幸園の建物でございます。所在は、三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡88番地2でございます。建物等の内訳、構造、床面積はそれぞれ資料のとおりでございます。また、建物のほかに車両及び物品一式となっております。

処分の相手は、青森県八戸市大字尻内町字鴨ヶ池117番地1の社会福祉法人サポートセンター虹理事長湖東正美でございます。

処分の方法といたしましては、無償譲渡となっております。

処分期日は、平成29年4月1日でございます。

次に、資料の12ページをお開きください。

議案第55号、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴う三戸郡地域生活支援センターの財産処分についてでございますが。まず、趣旨としましては、三戸郡福祉事務組合が設置運営

する三戸郡地域生活支援センターの廃止に伴う財産処分について、地方自治法の規定に基づきまして組合市町村と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、まず、処分する財産でございますが、三戸郡地域生活支援センターの土地でございます。所在は三戸郡五戸町字市川道十文字1番16、地目は宅地、面積は188.96平方メートルとなっております。

次に建物でございますが、所在は三戸郡五戸町字市川道十文字1番地16、構造は鉄筋コンクリート造陸屋根3階建、床面積は1階から3階まで、それぞれ資料のとおりとなっております。このほか、車両及び物品一式となっております。

処分の相手は、青森県八戸市大字尻内町字鴨ヶ池117番地1の社会福祉法人サポートセンター虹理事長湖東正美でございます。

処分の方法といたしましては、無償譲渡となっております。

処分期日は、平成29年4月1日でございます。

以上で、議案第53号から第55号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） この三戸郡福祉事務組合立社会福祉施設、一連の施設、これの民営化っていうのはいつ頃から交渉があったものなんでしょうか。

それから、どういう意図をもって民間委託っていう方向性に決められたのでしょうか。

それから、民営化の基本的な考え方について云々というこういった要項は、いつの時点でできたものなんでしょうか。質問いたします。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。

まず一点目の民営化の計画、構想といたしますが、いつからかという質問でございましたが、関係町村が最初に会議があったのが平成26年の2月、3月だったと、そのあたりでございます。

ですからその前後して民営化の構想といたしますが計画が持ち上がってきたものと理解してございます。

それから、民営化の委託はどうしてかということでございますが、このような身体障害者の施設といたしますか、身障関連の施設を組合立、要するに公立で運営している方式といたしますか。公立運営が県内でもどんどん減ってきておる状況。というのが法律が改正されて、どんどん民間の事業者が参画している状況がございまして、全国的にも民間の方の事業者といたしますか公立的運営が減ってきている状況で。三戸郡福祉事務組合もそれにならうといたしますか。今後の職員も採用してないし。今後の状況を踏まえて、民営化の計画といたしますか持ち上がってきたものと理解してございます。

基本的な考え方といたしますか、民営化の要項等々、いつからかということでございますが、初めて各市町村の課長が集まったのが先ほど申し上げた時期でございますが、この民営化の実施計画というのがございまして、これができたのが昨年、平成27年の7月に全員協議会の際にも一部改正後のやつでございましたが、資料をお渡ししましたけれど。27年の7月に改正前の最初の計画書が完成してございます。以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 全国的なその傾向であるということですよ。

それはわかるんですけど、全国的な傾向であるのであればその理由があるわけじゃないですか。例えば、自治体でやると人件費がかかりますよとか。余計がかかりますとか。これは宿命ですよ。民間でやれば安く使えますよと。そういったことあるんだと思うんですけど。大事だと思うのはトータルした時のそのこういった民間に移譲して、更には差し上げてとかっていう、そういったことのコストとかそういったものを全部トータルで考えた時にどれほどのメリットがあるのでしょうかっていうことを試算していただけないでしょうか。

どうということかっていいますと、こうやって、そう思う人は別に聞いてください。（「今言うことじゃないんじゃないのか」の声あり）どうでしょう議長。議長どうでしょう。

○議長（馬場又彦君） 完結明瞭に。（「私発言していいですか」の声あり）完結明瞭に。（「はい議長」の声あり）はい。

○7番（山田賢司君） 前回の議会で廃止、譲渡するということは決めているわけですから、そのまたそれをぶり返すということはちょっとあれがあるんじゃないですか。

○議長（馬場又彦君） （「はい議長」の声あり）はい。

○16番（川守田稔君） 私ぶり返すとかって言っているわけじゃないんですよ。どういった背景かを改めて私、知りたいなと思っただけなんです。多分、こういう実施までいってるわけですから、そういった試算のようなことは多分できているんでしょう。そういうことを前提に申し上げているだけであります。

その何て言うんですかね。一つ不可解、やっぱり私不可解だなと思うのは、土地まで差し上げてしまうっていう行為なんですよ。ですけど、そういうことで決まったっていうことなんですから、それはそれで構いません。それが国の指針であるのか誰が定めた指針なのであるのかっていうのはこの際、どうでもいいんですけど、その背景というのを私、知りたいと思ったんです。そういうことです。こういうものの言い方でずいぶんと誤解もあるようですけれども。そこところをよく理解してちょっと資料としていただけないでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 後日、資料でお示ししたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（馬場又彦君） よろしいですね。他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号から議案第55号の3件を一括して採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第53号から議案第55号までの3件は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第16、議案第56号、定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは、説明資料の13ページをお願いいたします。議案第56号、定住自立圏形成協定の変更についてご説明いたします。

提案理由でございますが、南部町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定によりまして、八戸市との間において締結した定住自立圏形成協定につきまして、新たに連携する取り組みの追加及び所要の変更をするものでございます。

2の新旧対照表でございます。これまでの協定項目に新たに1項目を加えるものでございます。

（1）の生活機能の強化に係る政策分野のア医療に（ウ）としまして、総合的な医療・健康対策の充実を新たに加えるものでございます。取組の内容でございますが、拠点施設として「（仮称）八戸市総合保健センター」を整備しまして、圏域住民の利用に供するものでございます。

具体的には、「（仮称）八戸市総合保健センター」内に予定をしています、休日夜間急病診療所、休日歯科診療所、こども支援センター、介護認知症予防センターにつきまして、圏域住民の方々の利用も想定していることから、計画と位置づけまして利活用を推進するものでございます。

なお、役割分担としましては、八戸市は建設費及び運営費として必要な経費を負担することとしております。

南部町の役割でございますが、圏域内の市町村と連携しまして、利活用の推進を図ることとしております。

もう一点でございますが、ウ産業の振興の（イ）畜産業の振興における取組の内容におきまして、ビジョンの名称から仮称を削除したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。11番、夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 救急医療体制の充実ということの中で、昨日、ドクターカーの手術ができる車両っていうのが新聞に載っていましたが、あれもこの定住自立圏の協定の中で運行されるドクターカーの1台として考えられるんですか。それこそ、自立圏の中で南部町にも来るのかなっていうそこをちょっとお知らせください。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。ドクターカーの通称「V3」と言われておりますが、そちらの方はもう現在、定住自立圏の協定の中にございまして、追加の車輛配備となっているものですから、そちらの方は、使用に関しましては随時これから動くということになっております。なお現在、1台はもうフルに稼働してございます。以上です。

○議長（馬場又彦君） 他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第17、議案第57号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは議案の127ページをお願いいたします。

議案第57号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 935万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億1,935万3,000円とするものでございます。

136ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。136ページでございます。2款、総務費、1項、6目、企画費でございますが330万円を追加し9,875万3,000円とするものでございます。19節でございますが、コミュニティ助成事業補助金330万円でございますが、これは法師岡町内会において災害発生時に使用する、投光機などの災害対策用品、もう一つは桜本町町内会におきまして、お祭りにおける太鼓や半纏などの備品等の購入に対して助成するものでございます。各行政員等を通じまして募集したものでございまして、このたび、財団法人自治総合センターからの交付決定を受けて予算化するものでございます。

引き続きまして、3款、民生費、2項、1目、児童福祉総務費でございますが、322万2,000円を計上いたしております。15節でございますが、3月に実施しました高橋児童館の耐震診断に基づきまして、高橋児童館から総合保健福祉センターゆとりあへ児童館機能を移転することに伴いまして、室内の一部を改修するものでございます。

138ページをお願いいたします。10款、教育費、5項、4目、文化財保護費でございますが253万1,000円を追加いたしまして、1億1,898万8,000円とするものでございます。19節でございますが、福田地区にございます国登録有形文化財屋根修復に対しまして、補助金を支出するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。134ページをお願いします。

17款、繰入金、2項、1目、財政調整基金繰入金でございますが399万5,000円を追加してございます。本補正予算の一般財源として繰り入れるものでございます。

19款、諸収入、5項、3目、雑入でございますが535万8,000円を追加してございます。先ほど説明致しましたコミュニティ事業に対しましての助成金として330万円、国道4号線下比良交差点改良工事に伴う聖寿寺館跡案内看板の撤去補償費として205万8,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 最後、ご飯食べるところ申し訳ないです。139ページ。10款、教育費、5項、社会教育費の19節200万ですけれども。これは今説明によりますと田中邸の屋根の修復ということで、国登録有形文化財修復補助金ということなんですけれども、一般財源で町が直すという考え方なんですか。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） 先ほどの質問なんですけど、修復は田中さんが自分で直してそれを町で補助金として支出するということでございます。（「財源は」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 財源につきましては、全て一般財源でございます。

○議長（馬場又彦君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 国有形登録文化財ということなんだけれども、これは国が例えば補助金を出すとか、そういうことというのは考えられないということで、一般財源で町が直すという。例えば文化庁からもらえとかそういうことではないのかな。ということを聞きたいのですけれども。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 国登録有形文化財につきましては国の補助金がないということで聞いております。

国指定有形文化財ですとこういう場合は補助金があるというふうに聞いておりました。

○議長（馬場又彦君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 要するに国登録であれば、登録ですので町が例えば今の場合は個人の建物なんだけれども、町が要するに国が指定して登録してるもんですから町がやると。

それから、指定する場合であれば国が補助金を出すとそういうふうに理解してよろしいということですね。わかりました。

○議長（馬場又彦君） 他に。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） この国登録有形文化財についてです。今、私一般質問を行った際に法光寺の三重塔も確かこの国登録有形文化財っていうものの登録を進めているということだったと思います。

国指定ではなかったと思うんです。となると、そうなるとその修繕ですとかそういったことに関して町の一般財源からの支出ってことになる、ちょっと「指定された、ああいがついたがつた」っていうそういうスタンスでばかり物を見てられないのかなと思うのですけれど。町がしてあげれる分とか実際、田中邸についても田中さんが住んでらして実質、費用の応分の負担の仕方っていうのがそういうことをちゃんと考えなくてはいかんと思うのですけれど。どうなんでしょう。この田中邸の200万というのはこれは全額なんでしょう。一部なんでしょう。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） お答え申し上げます。町の文化財保護に関する条例に基づきまして、最低限の補助をする予定となっております。

ただ、町の補助金の交付要綱がございまして、限度額、それぞれ文化財等々ありまして、美術工芸品収蔵庫などは限度額が150万円、その他美術工芸品の補修は80万円が限度、建造物の修理等が200万円、有形民俗文化財等の補修は100万円ほどとなっており、補助金の交付要綱で定めております。

○議長（馬場又彦君） 他にございませんか。1 番、松本啓吾君。

○1 番（松本啓吾君） 先ほど、今回の補正で高橋児童館の機能をゆとりあ、耐震性等の問題でゆとりあの方に機能を移転するということで、ゆとりあの方の改築ということで補正の方をしたのですけれど、今後ももうゆとりあの方に機能をずっと移転するという認識で私、捉えたのですけれども、よろしいでしょうか。

その時に、外の遊具の移設は今後はしないということなののでしょうか。中の方の改築の方で、補正の方取っていましたけれども、外の遊具の移設等はしないのかという質問です。お願いします。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。まず、最初の質問ですが、高橋児童館の機能をゆとりあに移しているんですが、今後、ずっとゆとりあでやる予定としてございます。

次のご質問の遊具の件ですが、現在、ゆとりあにはそのような遊具といいますか、全然設備がないんですが、保護者の皆さんからの意見等々を踏まえまして、今後、設置するかは検討していきたいと考えてございます。以上であります。

○議長（馬場又彦君） 他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 続きまして日程第18、常任委員会報告を議題とします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査及び審査の件

○議長（馬場又彦君） 続きまして日程第19、委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題とします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査及び審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査をすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（馬場又彦君） 続きまして日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

.....

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございますのでこれを許します。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） 第68回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月3日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

提出いたしました補正予算案をはじめ、条例改正、専決処分事項など、慎重審議いただき、ご議決、ご承認賜りましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。

さて、当地方の青果物流通の一大拠点である南部町営地方卸売市場が開設50周年を迎え、今月21日、記念式典を開催することとしております。これはひとえに、生産者の皆様や買受人の皆様ほか、関係各位のお力添えによるところが大きく、心よりお礼申し上げるところであります。当町は農業が基幹産業の町でありますので、これからも市場が地域経済の一助になるよう、職員一同努力して参る所存であります。

今年も、農業の町、果樹の町として、町特産の果樹をPRするため、9名のフルーツ娘を委嘱いたしました。さくらんぼ狩りを皮切りに、南部町の果樹やイベントを全国に広めるよう期待するところでありますし、フルーツ娘だけではなく、全職員が町を売り込む精神を常に忘れず、ホームページや各種媒体、イベントを活用して参りたいと考えております。

さて、今週末には、三戸郡総合体育大会が開催され、当町も15種目19競技に299名の選手団で

臨みます。昨年は、6種目で優勝、総合2位という素晴らしい成績を収めましたので、今年も、元気な南部町を町内外にアピールしていただきたいと思います。

また、翌週の6月18日には、三戸郡中学校体育大会夏季大会が開催されます。昨年は、当町から、2種目で全中、全国中学校体育大会出場の快挙を成し遂げました。今年も大いに期待するところではありますが、何よりも悔いのないように日頃の練習の成果をしっかりと出していただきたい、そう願うものであります。

さて、青森労働局が先月発表した県内の有効求人倍率は1.06倍となり、過去最高を更新したと言うことであります。

しかし、全国順位は42位であり、決して手放しで喜べるものではありません。定住対策を検討するとき、いの一番に上げられるのが仕事であります。大都市一極集中を防ぎ、地方も元気であることが、日本全体の活力につながると思っておりますので、若者に魅力ある職場が、地方にたくさんできるような施策を、地方だけではなく、国が主導して推し進めていただきたいと思うものであります。

そう言った意味においても、国の方向に大きく影響を与えると思われる、約1年半ぶりの国政選挙となる参議院選挙が、今月22日に公示され7月10日に投開票が行われます。

この選挙は、今後の日本のあり方に大きく影響を与える重要な選挙であるとともに、日本の将来を担う、若い世代の意見を政治に反映させるため、選挙権が得られる年齢を18歳に引き下げて行う最初の選挙でもあります。

先日、当町を会場にして行われた名久井岳トレイルランニングは、県内外から集まった約160名の参加者で活気に溢れておりました。その大会を運営する大勢の若いスタッフの笑顔や輝きを放つ眼差しを見て、私は、南部町の未来を創る若者に、頼もしさを感じました。

是非、選挙においても若い世代の有権者に投票所に足を運んでいただきたいと願うものでありますし、私も一緒になって南部町の将来を考えて参りたいと思います。

結びになりますが、記録的な暑さだった5月とは打って変わり、6月に入り、衣替えの季節になったとたん気温が下がるなど、体調管理が難しい毎日が続いております。

これから暑くなって参りますので、議員各位におかれましては、健康には十分留意され、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、本定例会のお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君）　ここで、閉会に当たり私からも、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は6月3日から本日までの6日間でありましたが、議員各位には議会運営にご協力をいただきまして、本日ここに、閉会の運びとなりました。議長として厚くお礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

議員各位から表明された提言、意見等を踏まえながら、事業展開に邁進されますよう、町長はじめ理事者各位にお願い申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げます、簡単ではございますが、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

これをもちまして第68回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午後0時31分)

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬 場 又 彦

署 名 議 員 山 田 賢 司

署 名 議 員 八木田 憲 司